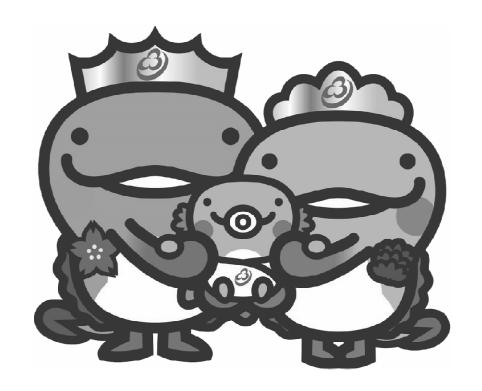
邑南町子ども・子育で支援事業計画

~町全体が大きな家族~



平成 27 年 3 月 邑 南 町

目 次

第1	章 計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	子ども・子育て支援新制度の概要	1
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	4
笙り	章 子どもを取り巻く町の状況	5
1	サーナとので取りを (ハッパパ) (ハッパパ) (ロータ子化の動向	
2	家族や地域の状況	
3	教育・保育をめぐる状況	
第3	章 計画の構想	17
1	計画の理念	
2	基本目標と施策の体系	
第4	章 施策の展開	24
1	子どもと子育てを支える地域づくり	24
2	いきいき子育てできるまちづくり	30
3	子どもがすくすく育つまちづくり	48
第5	章 実施目標	62
1	子どもと子育てを支える地域づくり	62
2	いきいき子育てできるまちづくり	64
3	子どもがすくすく育つまちづくり	70
第6	章 事業量の見込みと確保方策	74
1	教育・保育の提供区域の設定	74
2	保育認定	74
3	幼児期の学校教育・保育	75
1	地は子ども・子音で支援事業	77

第 ′	7章	日本一の子育て村基本構想8	34
	1 構	想の考え方8	34
4	2 構	:想の目標8	34
;	3 具	体的な取り組み8	35
第	8章	計画の推進にあたって9) 1
-	1 町	· 民が一体となった推進体制の確立9	1
4	2 フ	ォローアップと見直し9	1
,	3 計	画内容や進捗状況の周知9	1
4	4 国	・県との連携9)1
資料	斗編 .	g)3
-	1 ア	ンケート調査結果の概要9)3
4	2 邑	南町子ども・子育て支援事業計画策定委員名簿11	5
,	3 邑	南町子ども・子育て支援事業計画作業部会委員名簿11	6

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国では近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い少子化が急速に進行しています。 全国的に少子高齢化が急速に進む中、女性の社会進出に伴う保育ニーズの増大や核家族化 の進行に加えて、地域のつながりの希薄化による子育て不安や孤立を抱える保護者の増加 など子育てをめぐる様々な課題への対応が求められています。そのため、子どもや子育て 家庭を支援する施策の充実を図ることが急務となっています。

このような状況に対し、国では平成24年8月に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた 共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などを盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」 が制定され、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充などを推進し ていくことがめざされています。

本町においては、平成17年3月に「邑南町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成17年度から平成26年度までを計画期間として、子どもが健やかに成長することができ、誰もが安心して楽しみながら子育てできる地域を築くため各種施策を推進してきました。一方で、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化していることからも、このような状況に対応し、社会全体で子どもと子育て家庭を支え、邑南町における子どもを取り巻く様々な分野の施策を総合的に推進していくことができるよう、「邑南町子ども・子育て支援事業計画」(以下本計画)を策定しました。

2 子ども・子育て支援新制度の概要

(1)子ども・子育て支援新制度について

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の「子ども・子育て関連3法」に基づく制度のことをいいます。

(2) 子ども・子育て支援新制度がめざすもの

「子ども・子育て支援新制度」において国がめざす内容は次のとおりです。

国が「子ども・子育て支援新制度」でめざすもの

■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善をめざします。具体的には、「幼保連携型認定こども園」という類型の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続を簡略にすることによって、施設の整備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図るものです。

※「認定こども園」には、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4類型があります。

■保育の量的拡充・確保、教育・保育の質的改善

少子化が進む一方で、0~2歳の低年齢児の入所率が高まっているなど、保育需要が高まっています。そのため、職員の処遇や配置の改善を図るなど教育・保育の質を確保しながら、待機児童の解消や潜在的な保育ニーズに対応できるよう、保育定員の拡充をめざします。

また、都市部における待機児童の増加及び待機児童の約8割が0~2歳の低年齢児となっていること等の課題や、子どもが減少傾向にある地域で、施設の維持が困難になっている課題等に対し、小規模保育や家庭的保育等様々な手法への財政措置を導入して、保育の量的拡充・確保に努めます。

■地域の子ども・子育て支援の充実

核家族化の進行やひとり親家庭の増加等、子育て家庭の支援に関するニーズは多様化しています。そこで、地域型保育の事業所は、認定こども園等と連携し保育内容の充実を図るとともに、「地域子ども・子育て支援事業」において、利用者支援事業の創設や、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かり等の既存事業を充実し、地域の多様な保育ニーズに対応します。

(3) 新制度の主なポイント

新制度の主なポイントは次のとおりであり、平成27年4月に本格施行を予定しています。

①施設型給付及び地域型保育給付の創設

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」が創設されます。子ども・子育て支援新制度では、行政が保護者に提供するサービスとして「子どものための教育・保育給付(施設型給付・地域型保育給付)」と、延長保育や地域子育て支援拠点事業等を行う「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

②認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)

幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及のため、幼保連携型認定こども 園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ ることや、認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化するなど、認定こども園 制度が改善されます。

③地域の実情に応じた子ども・子育て支援

地域の実情に応じて保育の場が確保されるよう、教育・保育施設を利用する子どもの 家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業と して、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て 支援事業」を充実・実施していきます。

④基礎自治体(市町村)が実施主体

市町村は地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施します。また、国・ 都道府県は市町村の取り組みを重層的に支えます。

⑤社会全体による費用負担

社会全体で費用を負担する仕組みとし、消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒 久財源の確保を前提とした制度設計となっています。

⑥政府の推進体制

制度ごとに異なる政府の推進体制を整備するため、国に「子ども・子育て本部」が設置されました。

⑦子ども・子育て会議の設置

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議が設置されました。

また、市町村等においても合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置が努力義務として求められています。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村行動計画として位置づけられるものです。

本計画は国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本町が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

本計画の策定にあたっては、「邑南町第1次総合振興計画」や「邑南町日本一の子育て村基本構想」をはじめ、子どもとまちづくりに関する上位計画、関連計画(若者定住対策など)との整合・連携を図ります。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されていますが、本町においては、邑南町次世代育成支援行動計画【後期計画】の考えや取り組みを踏襲した、本町における子ども・子育て支援事業を総合的に推進していく計画と位置づけます。

4 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とします。

平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
次世	· 比代育成支	援行動計	画(後期計	上画)					
				子ども・子	-育て支援	事業計画			

第2章 子どもを取り巻く町の状況

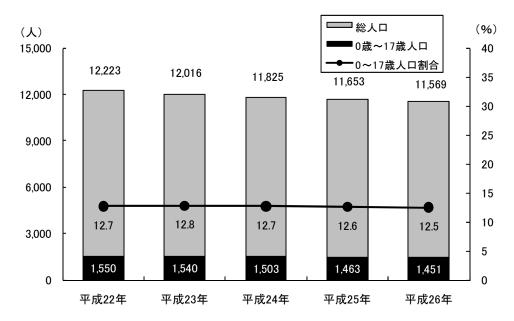
1 少子化の動向

(1)人口の推移

①総人口と 0~17 歳人口の推移

住民基本台帳による本町の総人口は減少を続けており、平成 22 年の 12,223 人から平成 26 年の 11,569 人と 654 人の減少となっています。また、0 歳~17 歳人口も減少傾向で推移しており、平成 22 年の 1,550 人から平成 26 年の 1,451 人と 99 人の減少となっています。総人口に占める 0~17 歳人口の割合は平成 22 年から平成 25 年まで 12.5%から 12.8%の間で推移しています。

■総人口と0~17歳人口の推移



単位:人、%

	区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総	人口	12,223	12,016	11,825	11,653	11,569
0-	~17 歳人口	1,550	1,540	1,503	1,463	1,451
	0~17 歳人口割合	12.7	12.8	12.7	12.6	12.5

資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

②年齢3区分人口比の推移

住民基本台帳による本町における、 $0\sim14$ 歳人口(年少人口)、 $15\sim64$ 歳人口(生産年齢人口)、65 歳以上人口(高齢者人口)の年齢 3 区分人口比をみると、 $0\sim14$ 歳人口は横ばい、 $15\sim64$ 歳は微減傾向、65 歳以上は微増傾向にあり、少子高齢化の様子がうかがえます。

■年齢3区分人口比の推移

		■0~14歳人口	□ 15~(34歳人口	□65歳以上人口]
()%	20%	40%	60%	80%	100%
平成22年	10.2	49	.6		40.1	
平成23年	10.3	50	.1		39.6	
平成24年	10.2	49	.8		40.0	
平成25年	10.2	48.	8		40.9	
平成26年	10.4	48.	2		41.5	

単位:%、人

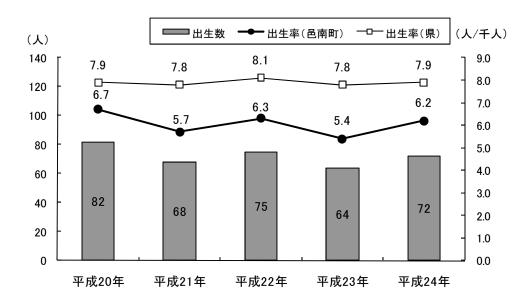
区分	平成	22 年	平成	23 年	平成	24 年	平成	25 年	平成	26 年
运 力	割合	人数								
0~14 歳人口	10.2	1,250	10.3	1,234	10.2	1,210	10.2	1,191	10.4	1,200
15~64 歳人口	49.6	6,066	50.1	6,024	49.8	5,890	48.8	5,691	48.2	5,572
65 歳以上人口	40.1	4,907	39.6	4,758	40.0	4,725	40.9	4,771	41.5	4,797

資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

(2) 出生の動向

人口動態統計による本町の出生数は、平成 20 年から平成 24 年の間では増減を繰り返しており、64 人から 82 人の間で推移しています。出生数を総人口と照らしあわせ、出生率を算出すると、平成 24 年では 6.2 人/千人という状況にあります。

■出生数と出生率の推移



単位:人、人/千人

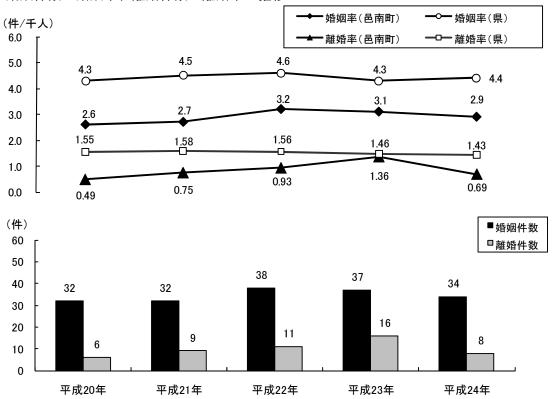
区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
出生数	82	68	75	64	72
出生率(邑南町)	6.7	5.7	6.3	5.4	6.2
出生率(県)	7.9	7.8	8.1	7.8	7.9

資料:人口動態統計

(3)婚姻の動向

人口動態統計による本町の婚姻件数は、平成 20 年から平成 24 年までの間でみると 32 件から 38 件の間で推移しています。離婚件数は、平成 20 年から平成 24 年までの間でみると 6 件から 16 件の間で推移しています。婚姻率・婚姻率ともに平成 20 年以降、県と比べて低い状況となっています。

■婚姻件数と婚姻率、離婚件数と離婚率の推移



単位:件、件/千人

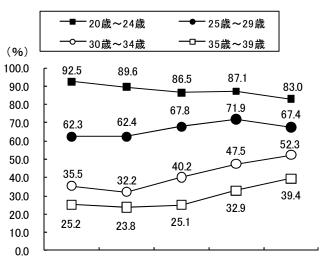
	干压.11(11)17(
	区分		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
	무총마	婚姻件数	32	32	38	37	34
婚 姻	邑南町 	婚姻率	2.6	2.7	3.2	3.1	2.9
	島根県	婚姻率	4.3	4.5	4.6	4.3	4.4
	무총마	離婚件数	6	9	11	16	8
離婚	邑南町 	離婚率	0.49	0.75	0.93	1.36	0.69
	島根県	離婚率	1.55	1.58	1.56	1.46	1.43

資料:人口動態統計

(4) 未婚率の推移

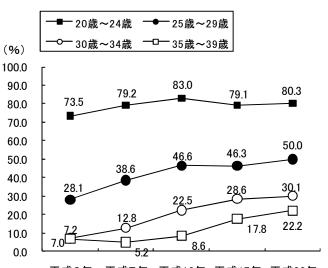
国勢調査による本町の未婚率の推移をみると、男性は、平成 17 年と平成 22 年とを比べると、20 歳~24 歳、25 歳~29 歳の未婚率は減少していますが、30 歳~34 歳、35 歳~39 歳の未婚率が増加しています。女性は、どの年齢層においても未婚の割合が増加しており、男性・女性ともに未婚化・晩婚化の進行がうかがえます。

■未婚率の推移(男性)



平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年

■未婚率の推移(女性)



平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年

単位:%

		平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
	20 歳~24 歳	92.5	89.6	86.5	87.1	83.0
男性	25 歳~29 歳	62.3	62.4	67.8	71.9	67.4
为性	30 歳~34 歳	35.5	32.2	40.2	47.5	52.3
	35 歳~39 歳	25.2	23.8	25.1	32.9	39.4
	20 歳~24 歳	73.5	79.2	83.0	79.1	80.3
女性	25 歳~29 歳	28.1	38.6	46.6	46.3	50.0
女性	30 歳~34 歳	7.2	12.8	22.5	28.6	30.1
	35 歳~39 歳	7.0	5.2	8.6	17.8	22.2

資料:国勢調査

(5) 学校児童数の推移

本町には平成26年度現在小学校が8校、中学校が3校、高等学校が1校、特別支援学校が1校設置されています。小学校・中学校・高等学校の児童生徒数はおおよそ年々減少する傾向にあります。

■小学校児童数

単位<u>: 人</u>

学校名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
口羽小学校	20	18	18	21	24
阿須那小学校	27	30	31	28	29
高原小学校	54	51	47	40	38
瑞穂小学校	129	129	133	127	128
市木小学校	16	18	19	22	23
矢上小学校	148	150	151	147	154
石見東小学校	94	104	102	95	81
日貫小学校	17	16	19	19	13
日和小学校	9				
合計	514	516	520	499	490

■中学校生徒数

単位:人

学校名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
羽須美中学校	35	26	21	27	21
瑞穂中学校	91	97	106	100	99
石見中学校	137	120	117	135	148
合計3校	263	243	244	262	268

■高等学校生徒数

単位:人

学校名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
県立矢上高等学校	271	291	283	285	255

■特別支援学校生徒数

単位:人

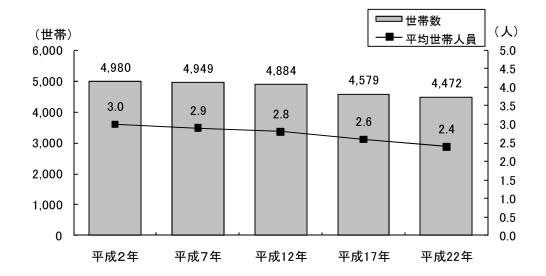
学校名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
県立石見養護学校	44	39	39	28	33

2 家族や地域の状況

(1)世帯の状況

国勢調査による本町の世帯の状況をみると、世帯数は平成2年以降減少傾向で推移しており、平成2年の4,980世帯から平成22年の4,472世帯と508世帯の減少となっています。また、世帯人員も同様に減少しており、平成2年の15,104人から平成22年の11,109人と3,995人の減少となっています。

■世帯構造の推移



単位:世帯、人

	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
世帯数	4,980	4,949	4,884	4,579	4,472
世帯人員	15,104	14,455	13,827	12,086	11,109
平均世帯人員	3.0	2.9	2.8	2.6	2.4

資料:国勢調査

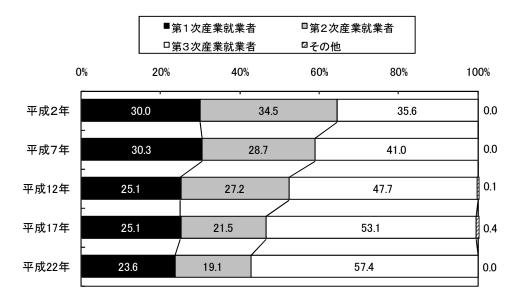
(2) 産業及び就労状況

①産業構造の推移

国勢調査による本町の産業構造の推移をみると、第1次産業、第2次産業は減少傾向となっており、特に第2次産業の減少が顕著に出ています。第3次産業は増加傾向にあり、平成22年では57.4%となっています。

サービス業を中心とする第3次産業は、消費者の志向にあわせた就労環境にあることが予想され、労働時間や休日の面で、親が子どもと過ごす時間に大きな影響を与えていることが考えられます。

■産業構造の推移



単位:人、%

区分	平成2年		平成2年 平成7年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
运 力	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数
第1次産業	30.0	2,577	30.3	2,490	25.1	1,828	25.1	1,684	23.6	1,400
第2次産業	34.5	2,965	28.7	2,357	27.2	1,977	21.5	1,443	19.1	1,132
第3次産業	35.6	3,059	41.0	3,373	47.7	3,472	53.1	3,564	57.4	3,405
その他	0.0	0	0.0	0	0.1	2	0.4	25	0.0	0

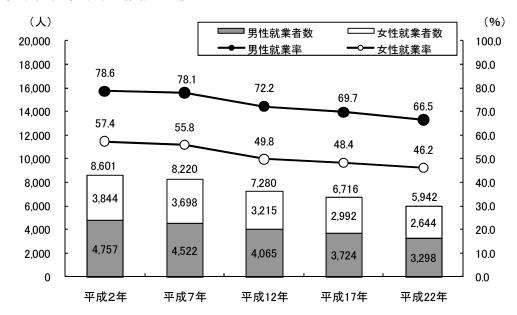
資料:国勢調査

②就業者数及び就業率の推移

国勢調査による本町の就業状況をみると、近年就業率は、高齢化などを背景に男性・ 女性とも減少する傾向にあります。平成2年と平成22年とを比べると男性の就業者数は 1,459人、女性の就業者数は1,200人の減少となっています。

平成 22 年の就業率は、男性が 66.5%、女性が 46.2%という状況にあります。

■就業者数・就業率の推移(15歳以上)



単位:人、%

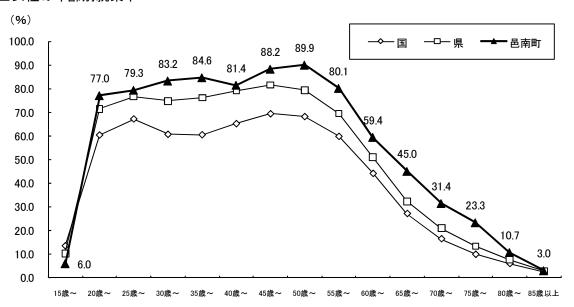
	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
男性就業者数	4,757	4,522	4,065	3,724	3,298
女性就業者数	3,844	3,698	3,215	2,992	2,644
男性就業率	78.6	78.1	72.2	69.7	66.5
女性就業率	57.4	55.8	49.8	48.4	46.2

資料:国勢調査

③女性の年齢別就業率

平成 22 年の国勢調査による本町の女性の年齢別就業率をみると、20 歳~39 歳まで上がり続けていましたが、 $40\sim44$ 歳で一度下がり、45 歳~54 歳にかけて就業率は再び上昇し、90%近くとなっています。また、国や県の就業率と比べると 15 歳~19 歳の就業率を除くすべての年齢で上回っており、子育て中においても就業されている人が多いことが考えられます。

■女性の年齢別就業率



単位:%

区 分	邑南町	県	国
15~19 歳	6.0	10.2	13.3
20~24 歳	77.0	71.4	60.3
25~29 歳	79.3	76.5	67.1
30~34 歳	83.2	74.7	60.6
35~39 歳	84.6	76.1	60.4
40~44 歳	81.4	79.0	65.1
45~49 歳	88.2	81.5	69.3
50~54 歳	89.9	79.2	68.1
55~59 歳	80.1	69.4	59.7
60~64 歳	59.4	50.8	44.0
65~69 歳	45.0	32.3	27.0
70~74 歳	31.4	20.9	16.3
75~79 歳	23.3	13.2	9.7
80~84 歳	10.7	7.6	5.8
85 歳以上	3.0	2.8	2.4

資料:平成 22 年国勢調査

3 教育・保育をめぐる状況

(1) 保育園・所の状況

①保育所の定員及び入所状況

平成 26 年 4 月 1 日現在、保育所は 9 か所あり、定員は合計 450 人となっています。 また、平成 26 年度の入所児童数は合計 367 人となっており、充足率は 81.6%となっています。 充足率が 100%を超える保育所が平成 26 年度では 2 か所となっています。

	名称	項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		定員数	60	60	60	60	60
	東光保育園	入所数	61	60	64	57	65
		充足率	101.7	100.0	106.7	95.0	108.3
		定員数	40	40	40	40	40
	出羽保育園	入所数	43	43	39	41	39
		充足率	107.5	107.5	97.5	102.5	97.5
		定員数	30	30	30	30	30
民	高原保育園	入所数	33	28	33	34	35
氏		充足率	110.0	93.3	110.0	113.3	116.7
		定員数	20	20	20	20	20
設	市木保育園	入所数	16	20	22	19	19
政	2	充足率	80.0	100.0	110.0	95.0	95.0
		定員数	30	30	30	30	30
	阿須那保育所	入所数	20	18	20	19	23
		充足率	66.7	60.0	66.7	63.3	76.7
		定員数	40	40	40	40	40
	口羽保育所	入所数	28	24	26	20	20
		充足率	70.0	60.0	65.0	50.0	50.0
		定員数	90	90	90	90	90
	東保育所	入所数	56	51	53	56	55
		充足率	62.2	56.7	58.9	62.2	61.1
公		定員数	120	120	120	120	120
	いわみ西保育所	入所数	95	102	98	102	104
設		充足率	79.2	85.0	81.7	85.0	86.7
政	日貫保育所	定員数	20	20	20	20	20
		入所数	12	13	11	8	7
		充足率	60.0	65.0	55.0	40.0	35.0
		定員数	450	450	450	450	450
	合計	入所数	364	359	366	356	367
		充足率	80.9	79.8	81.3	79.1	81.6

(2) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは平成 26 年度現在、 8 か所あります。会員数の合計は 163 人となっています。

単位:人

名称	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
矢上地区児童クラブ	49	48	60	54	61
石見東児童クラブ	38	45	51	47	45
日貫児童クラブ	6	9	13	15	11
みずほ放課後児童クラブ	22	21	22	18	18
たかはら放課後児童クラブ	13	16	19	14	11
いちぎ放課後児童クラブ	0	1	2	1	2
阿須那放課後児童クラブ	4	6	5	5	6
ロ羽児童クラブ	5	8	8	8	9
合 計	137	154	180	162	163

第3章 計画の構想

1 計画の理念

子どもが笑顔 みんなが笑顔 あったか子育てのまち・おおなん

本計画は、本町を子どもが健やかに産み育てられるまちとしていくためのものです。 本町での子どもや子育てを取り巻く環境の特徴の一つに、核家族化や少子化、過疎化の 進行があげられます。

子どもにとって一番基本となる生活の場は家庭ですが、ニーズ調査などから保護者の子育でに対する思いをみると、前回調査時に比べて低くはなっているものの、依然として育児不安を抱えている人が少なくないことがわかります。

子ども自身にも、核家族化や少子化、過疎化は直接影響しており、近所の友達や学校の仲間、異なる世代の人と日常的に交わる機会などが減少しつつあります。これらは、子どもの社会性やコミュニケーション能力の発達に影響を与えると考えられています。

このような子ども・子育ての状況をみると、今後子どもが健やかに産み育てられるまちづくりを進めていくためには、地域住民同士の関わりが十分に確保されることが重要なポイントとなってくるといえます。

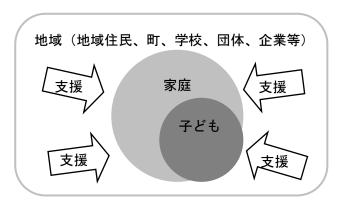
また、この取り組みを進めるにあたっては、「子どもは保護されるべき存在であるとともに一個の人格をもった人間である」という視点に立ち、主役である子ども自身の幸せを第一に考えることが大切です。

邑南町の子ども・子育て支援は、これらを踏まえ、保護者が安心して育児にあたることができ、子どもがよりよく成長できるよう、町をはじめとした地域全体で、邑南町らしくあたたかく支え、子どもの笑顔とみんなの笑顔があふれるまちをめざして行うものとします。

本町では、本町に住む人や町外の人が『子育てするなら邑南町』でと言われるような日本一の子育てができる環境づくりを進めていくため、日本一の子育て村基本構想を策定し、子育て不安の軽減や子どもたちの健康づくり、そして子育て世代の定住へとつなげていく取り組みを行っています。本計画では、その構想がめざす定住促進に向けて、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

■子ども・子育て支援事業計画の理念

子どもが笑顔 みんなが笑顔 あったか子育てのまち・おおなん

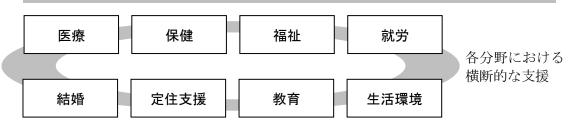


地域の関わりを通じて、子育て家庭や子どもを支援



■日本一の子育て村基本構想の理念

地域で子育て 未来を創る みんなが笑顔で暮らせるまち おおなん



子育てしやすい環境を整備し、子育て世代の定住化を促進

2 基本目標と施策の体系

計画の基本理念の実現に向けては、地域ぐるみの子育て支援に向けた基盤づくり、その 基盤の上に築かれる家庭の子育ての支援、家庭を基盤として伸び行く子どもの育ちの支援 を行っていく必要があります。この計画は、次の3点を基本目標として設定し、施策の展 開を図るものとします。

基本目標3 子どもがすくすく育つまちづくり

- 〇生きる力を育む環境づくり
- ○すべての子どもが健やかに育つ環境づくり
- 〇食育活動の展開
- 〇次代を担う子どもの育成

基本目標2 いきいき子育てできるまちづくり

- ○妊娠期からの支援体制の整備
- 〇子どもの健康の維持
- 〇家庭における子育ての支援
- 〇仕事と子育ての両立支援の充実
- 〇経済的支援の充実

基本目標1 子どもと子育てを支える地域づくり

- 〇子育てに向けた地域の意識づくり
- 〇子育て支援の地域づくり
- 〇安全・安心のまちづくり

(1) 子どもと子育てを支える地域づくり

子どもが健やかに産み育てられるためには、すべての地域の人々が子どもや保護者をあたたかく見守り、応援する気持ちをもつことが大切です。地域の自然なつながりが以前より保ちにくくなってきている現在において、この気持ちが十分に活かされるよう、支援に関係する団体・組織のネットワーク化や、ボランティアの活動の場の充実に向けた支援を行います。

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、支援を必要とする人に対し、適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮を行い、子育て支援サービスを実施します。

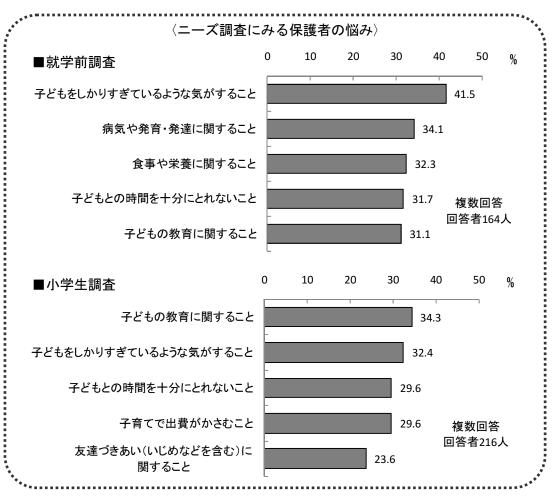
また、子どもを含むすべての住民が安全・安心に暮らせるよう、ユニバーサルデザインの考え方の普及や道路環境、建物の整備、施設のバリアフリー化などに配慮しながら、交通安全・防犯に対する意識啓発や地域住民の自主活動を促進し、地域全体で子どもの安全・安心を守るための地域づくりに努めます。

(2) いきいき子育てできるまちづくり

保護者は妊娠期からはじまる子どもの成長の過程において、喜びを感じると同時に、様々な悩みも抱えます。保護者の悩みには、病気や発育のことといった専門的な知識が必要なことから、子どもとの時間を十分にとれないといった仕事と子育ての両立に関すること、食事やしつけといった家庭における育児の悩みなど様々なものがあります。保護者が安心して子育てを行っていくためには、このような悩みを一人で抱え込まず、必ず誰かに相談でき、解決策・改善策が得られるようにすることが大切です。そのため、情報提供や相談体制の充実、保護者同士の交流の場など保護者が安心できる環境を整え、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制づくりを行います。

就労状況が変化する中、仕事と子育ての両立や、多様な働き方に対応した保育サービスの充実が求められています。そのため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や働きながら子育てができるよう保育施策を質・量ともに強化・充実させ、保護者が仕事をしながらも十分主体的に子育てを行っていける社会をつくっていきます。

また、親子が安心して暮らせるよう、生活の基礎である居住環境や経済的支援の整備を進めていきます。



(3) 子どもがすくすく育つまちづくり

計画策定にあたって日本一の子育て村推進会議専門部会委員から、育てたい子ども像、子育て支援で大切にしたいこととして次のような意見がありました。

【育てたい子ども像】

- ・自分が育つこの町が大好きと胸を張って言える子ども
- ・人を思いやり、自分で考えて行動できる子ども
- ・心身ともに豊かな子ども
- ・命や自然を大切にする子ども
- ものを大切にする子ども
- ・自分に責任が持てる子ども
- 思いやりがあり、あいさつができる子ども
- ・何事にも勇気を持って挑戦する子ども

【子育て支援で大切にしたいこと】

- ・地域、保護者、学校、行政との連携を大切にすること
- ・一人ひとりの発達を見極めた上でそれに応じた援助をおこなうこと
- ・子どもたちが愛され、見守られ、豊かな自然の中で育っていることを感じてく れること
- ・支援を受ける方のニーズに柔軟に対応し、支援を受ける方は感謝の気持ちを持 ち、信頼の絆をつくること

次世代を担う子どもたちが、思いやりの心や社会性、創造性のある大人に成長していけるよう、遊びや学びを通し、様々な体験を積み重ねられる環境を整備していきます。

すべての子どもが、将来にわたって社会の中でともに助け合いながら暮らしていけるよう、一人ひとりにあった適切な成長支援を行っていきます。

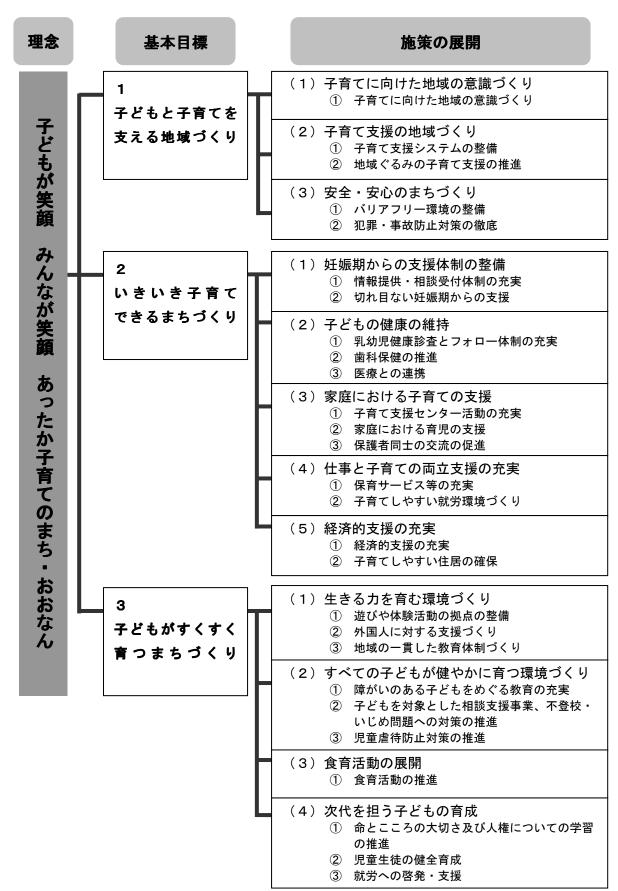
愛情を感じながら育てられることが、子どもの心の健康に大きな意味を持ちます。そのためにも、基本目標1にあげるように地域のあたたかい見守りの中で保護者が気持ちにゆとりをもって子育てができるよう支援を行います。一方で、子ども自身や保護者が悩みを抱えてしまい、社会的な支援を必要とするときには、すぐにそれに気づき適切な対応がとられるよう体制を整えます。

体の健康のためには、子どもが自分で健康を維持していけるよう、食事や健康に関する知識を伝える取り組みを行います。また将来望んだときに、幸せな家庭を築いていけるよう、生命の大切さや社会的なモラルを身につけ、自立した大人となれるよう支援を行います。

幼い子どもを抱える母親が不安やストレスを感じることにより生じる児童虐待が、社会全体で深刻な問題となっています。そのため、家庭訪問や地域の見守り等を通じて、虐待を早期発見し、関係機関と連携を図りながら適切に対応できるよう児童虐待防止対策の充実を図り、児童虐待防止と虐待を受けた子どもへの支援を行います。

障がいのある子どもにおいては、早い時期からの適切な治療など早期発見・早期対応が求められています。障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応がとれるよう、障がい児施策の充実を図り、適切な支援を行います。

<施策の体系>



第4章 施策の展開

1 子どもと子育てを支える地域づくり

(1) 子育てに向けた地域の意識づくり

◆現状と課題◆

- ○周囲の人があたたかく迎えてくれることが、出産・育児において大きな安心要素になるといえます。次世代育成支援においてはまず、すべての住民が子どもを大切にし、 子育てを見守る意識をもつことが大事です。
- ○女性の社会参加は進みつつあり、男性の子育て参加率も徐々に高くなってきていますが、男女の固定的な役割分担意識の解消は十分とはいえず、女性へ過度の負担がかかる傾向があります。本町では、男女共同参画計画を策定し、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて事業を展開しており、町の広報や講演会等を開催し、啓発も行っています。今後も引き続き、事業を実施し、子育ては母親だけで行うのではなく、家族ぐるみで行う意識づけを行い、父親・母親がともに支え合い、子育ての喜びを共有できるよう、家庭のみならず地域全体に男女共同参画の理念が浸透していくことが必要です。
- ○昭和 56 年の国際障害者年を契機に障がい者と健常者がともに地域で生活することを めざすといったノーマライゼーションの理念が普及しつつあります。今後、さらに地 域社会で共生できるよう、障がいのある子どもを取り巻く周辺の環境改善に努めます。
- ○全国的に少子化が進行している現状や児童虐待の増加など、子どもを取り巻く環境は 大きく変化しており、社会全体が子どもの健全な育成に向けて意識の醸成を図ってい く必要があります。本町においては、子育てに向けた地域の意識づくりとして、男女 共同参画意識の啓発や子どもの権利に関する啓発、障がいのある子どもや障がいへの 理解促進等をポスターの掲示や広報等を通じて行っています。今後も地域の理解促進 を図るため、引き続き、啓発を行っていく必要があります。

◆今後の方向◆

①子育てに向けた地域の意識づくり

項目	内容
子育て意識や男女共	・男女が性別に関わりなく互いの人権を尊重しつつ、その個性
同参画意識の啓発	と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざし、引き続き町
	広報紙やポスターなどの活用や講演会を行うほか、女性セミ
	ナーの開催、公民館での女性学級の開催などにより、子育て
	意識や男女共同参画意識の啓発を行います。
	・男女共同参画計画との連携と整合を図ります。
子どもの権利に関す	・子どもの人権に関する学習会の開催や町広報紙、ポスターな
る啓発	どを活用し、子どもの権利を尊重する意識を育んでいくとと
	もに、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」などの理念
	について、町民に対する意識啓発を進めます。
障がいのある子ども	・町広報紙やポスターなどの活用、「障がい者の日」や「障がい
や障がいへの理解促	者週間」等の周知や交流事業の実施により、障がいのある人
進	や子ども、障がいへの理解の促進を図ります。

(2) 子育て支援の地域づくり

◆現状と課題◆

- ○少子化や核家族化の進行に伴い地域の希薄化が指摘されている中、身近なところに相談相手や子育で仲間が見つけにくい実態があり、本町においては5年前と比べて減ってはいますが、子育てに対する不安を抱える保護者は依然として多い状況です。また、子育で家庭のIターンが増加しており、地域で子育でを支援することが必要です。こうした不安を軽減するため、町内では、民生委員・児童委員や青少年育成邑南町民会議などの組織、自主サークル、ボランティアなどが、子どもや保護者を支援する活動を活発に行っています。また、毎年「わくわくフェスタ」を開催し、子育でに関する各種団体等が連携を図り、情報共有及び情報提供を行っており、参加者とともに考え行動する雰囲気がつくられています。今後も地域ぐるみでの子育で支援の実現に向けて、地域や関係団体との連携の強化を図っていく必要があります。
- ○子育てサロンやサークルの形成を促進するなど、定期的に親同士の交流を深めること のできる体制づくりが一層求められます。特に、ひとり親家庭、子どもの養育が困難 な家庭などにおいて重要です。育児不安等により孤独を感じている子育て家庭をサポ ートし、昔ながらの子育てのよい部分を伝承していくことが大切です。
- ○一番身近な生活の場である地域において、保護者の不安感や負担感が軽減され、子どもが安心して過ごせるよう、アドバイスや手助けを気軽に行う人が増えることが期待されます。本町では、わくわくフェスタやおおなんドリーム学びのつどい、地域学校等の活動において子育てサポーターの養成につながる講座を開催し、地域でのリーダーとしての意識の醸成を図っています。今後も地域における子育て力を活用し、保護者の不安や負担感の軽減に努め、交流の場づくりを進めるとともに、関係機関等と連携しながら子育て支援ネットワークの充実を図る必要があります。

◆今後の方向◆

①子育て支援システムの整備

項目	内容
子育て支援システム	・子ども・子育て支援に関わる団体・機関により、子育て支援
の整備	ネットワークを築き、現状や課題の共有と連携を図ります。
	・ネットワークの構成員は、定期的に子ども・子育てに関する
	現況の把握と対策の検討・実施のために協議します。また、
	この計画の進捗状況について確認・検討します。
	・わくわくフェスタや子育て支援ネットワーク協議会を開催す
	ることにより、子育てに関する関係機関等との情報の共有や
	参加者とともに考え行動する意識づくり及び横断的な取り組
	みに努めます。

②地域ぐるみの子育て支援の推進

項目	内容
民生委員・児童委員の	・放課後児童クラブ、子育てサロン等を通して親子に関わり、子
推進	どもや子育て家庭と地域のパイプ役になり、直接の手助けと
	もなるよう活動を推進します。
地域ぐるみの子育て	・放課後児童クラブや子育て支援センターなど子育て家庭と地
支援体制の整備	域とを結ぶ組織に働きかけ、地域ぐるみで子育てをする機運
	を高めます。
地域ぐるみの子育て	・青少年育成邑南町民会議をはじめとして、各グループの子育
支援人材育成	て支援の実践をもとに評価し、今後の子育てサポーター養成
	の広がりにつなげていきます。
	・子育てサークルやその経験者、公民館指導者などに、子育て
	を精神的に支える「子育てサポーター」の役割を委嘱し、保
	護者の身近な相談相手として養成します。
	・子育て講座等と連携し、子育てサポーター養成の講座(講演
	会) を開催します。
	・ファミリー・サポート・センターに準じた相互援助事業の実
	施を検討します。
子ども育成会の支援	・子ども育成会のニーズに応じた研修会の開催や学習機会について
	の情報提供、各種イベントでの交流の促進を図ります。

(3) 安全・安心のまちづくり

◆現状と課題◆

- ○妊産婦、乳幼児連れの保護者等すべての人が安心して外出できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公共施設等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進していくことが必要です。あわせて、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮等に関する理解を深める心のバリアフリーのための取り組み等を行い、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていくことが大切です。
- ○近年、子どもたちが巻き込まれる凶悪な犯罪が増えており、子どもや保護者が安心して 外出できるよう防犯体制の充実が望まれます。本町では、児童生徒の登下校時の見守り 活動や犯罪被害の防止を目的として、子ども安全センターを組織し、各小中学校すべて に支部を設置しています。子ども安全センターではCAP(子どもへの暴力防止プログ ラム)研修の実施や通学路の点検など、犯罪被害の防止や事故防止のための啓発を行っ ております。その活動により、子どもたちが大きな事件、事故に巻き込まれる被害は発 生しておらず、一定の成果が得られています。一方で、子ども安全センターの隊員の高 齢化により、常時活動できる隊員が減少していることもあり、今後活動内容の見直しや 幅広い世代が参加できる方策を検討していくことが必要です。
- ○交通事故や犯罪、災害から子どもを守るために、警察署や消防署等関係機関との連携のもと、小中学校ごとに防犯教室や交通安全教室、消防避難訓練、救命救急講習、地震訓練を実施しており、子どもたちの防犯・防災意識、交通安全意識の醸成を図っています。今後も引き続き防犯・防災・交通安全教育の充実や意識の醸成を図っていく必要があります。
- ○心肺停止等緊急時の備えとして、すべての保育所、児童クラブ設置場所、小中学校及 び公民館にAEDを設置しています。

◆今後の方向◆

①バリアフリー環境の整備

項目	内容
バリアフリー環境の	・公共施設において、トイレにベビーシート・ベビーチェア・フ
整備	ィッティングボードを設置するなどバリアフリー化を進めま
	す。

項目	内容
バリアフリー状況の	・町内の施設のバリアフリー状況を調査し、今後の整備に生か
調査と周知	すとともに、情報をまとめた子育てマップを作成し、配布す
	ることを検討します。

②犯罪・事故防止対策の徹底

項目	内容
地域の協力による防	・子ども 110 番の家の設置を継続するとともに、広報活動を進
犯対策の強化	め広く住民に周知します。
	・子ども安全センターの活動として青色防犯パトロールなどに
	よる見守り活動の推進を図ります。
保育施設・学校等の安	・保育所や学校施設などの子どもに関連する施設の防犯設備の
全対策の強化	充実と防犯体制の徹底を進めます。
	・AEDの使用方法等を周知し、緊急時対策に努めます。
防災・交通安全対策の	・道路や施設の危険箇所の改善を関係機関と協力しながら進め
充実	ます。
	・CAP(子どもへの暴力防止プログラム)研修の実施や通学
	路の点検を実施し、犯罪被害の防止や事故防止のための啓発
	を行います。
安全教育の充実	・子ども自身が防犯・防災意識や交通安全への意識を持ち、自
	分の身を守ることができるよう、安全教育の充実を図ります。
児童生徒の安全対策	・邑南町子ども安全センター連絡会議により、子どもの安全を
の充実	確保する対策の方針、計画の立案を行い、本部・支部それぞ
	れ役割を分担し、子どもの安全確保のための活動を進めます。
	・通学路に関する安全対策の検討を行う邑南町通学路安全推進
	部会において、通学路の危険個所の洗い出しや対策の検討、
	関係機関との連絡調整を行います。

2 いきいき子育てできるまちづくり

(1) 妊娠期からの支援体制の整備

◆現状と課題◆

- ○近年、若年での入籍前の妊娠や夫婦別居、未就労など生活基盤や生活力が安定していない背景のある妊婦が多くなっています。本町においても、入籍前の妊娠や未婚での届出が増加傾向にあり、これらの家庭では、経済面も含め子育てできる環境が十分に整っていない場合も多く、今後育児をする上でも影響が大きいことが考えられます。さらに、このような家庭は両親学級や各種教室などの参加率が低いことからも、妊娠中に保健師が声かけなどを通じて状況把握を行い、地域とつながる関係づくりを進めていく必要があります。
- ○妊娠届出の半数を 30 代が占めており、妊娠期のリスクが高くなる可能性があります。 本町では、邑智病院や県内医療機関との連携を図っており、医療機関による連絡票に おいて、ハイリスクな妊婦や新生児について対応しています。また、近年は県外から 嫁がれた人が里帰りをすることや、広島県に隣接していること、妊婦がすでに治療を 受けられているなどの背景から県外の出産が過半数を占めており、出産医療機関が広 範囲となっています。そのため、県外医療機関との連携が必要です。
- ○妊娠・出産の経過に満足することはその後の子育てによい影響を与えることからも、すべての妊婦が「妊娠・出産に満足した」と感じられる環境づくりが大切です。本町では、妊婦と家族が安心して出産を迎えることができるよう、次のような事業を行っています。

■妊婦を対象とした支援事業

■妊婦を刈家へ	. ひに又 が	
事業名		実施概要
母子健康手 帳交付時の 相談、指導	●対象 ●内容	妊婦 ・情報提供 ・妊婦の状況把握 ・保健師による相談受付の紹介 ・制度の紹介
妊婦一般健 康診査受診 票の交付	●対象 ●内容	妊婦 ・妊婦の健康管理の徹底を目的に、妊婦健診費用を 16 回助成。歯科検診を全額助成。 ・診療情報提供のあった妊婦に対して訪問でフォローを行う。
家庭訪問	●対象 ●内容	ハイリスク妊婦、特定妊婦、産婦、新生児、各健診未受診者、 要指導者 家庭内の状況把握、保健指導、新生児の発育状況確認、社会 資源の情報提供
ハイリスク 妊婦保健指 導連絡事業	●対象 ●内容	ハイリスク妊婦 連絡票をもとにハイリスク妊婦の家庭訪問を行い、医療機関 との情報交換を行う。
両親学級	●対象 ●内容	妊婦とその家族 正しい情報の提供と仲間づくりのために開催

- ○本町では子育て支援ネットワーク協議会の開催を通じて、地域で子育てに関わる団体や関係機関との顔の見える連携が図られています。妊娠期から幼児期・学童期において地域で気になる人や支援が必要な子ども、保護者と関わる際には、妊娠期からの経過や家族背景なども踏まえた子育て支援につなげています。
- ○子育てに関する情報の入手先では、就学前、小学校ともに「役場や町の機関」「インターネット」の割合が前回調査時に比べ高くなっており、小学校では「町の広報やパンフレット」の割合が高くなっています。本町では、保護者がより利用しやすくタイムリーな情報発信を行うため、平成26年3月に邑南町健康情報facebookを立ち上げ情報提供を行っています。引き続き、子育て家庭において子育てに関する情報が入手しやすいように努めていく必要があります。

- ○現在行っている両親学級には初妊婦の約3~4割の人が参加されており、妊婦同士や保健師との顔つなぎの場となっています。妊婦同士の仲間は、妊娠中の不安を和らげ、その後の出産・子育て期においてもよい仲間となることが多いため、妊婦同士の交流を促進することが大切です。
- ○妊娠届出時に就労している人に対して、母性健康管理指導事項連絡カードや育児と就 労に関する制度について説明しており、今後もカードの活用や制度の周知に向けて説 明していく必要があります。
- ○不妊治療については、平成 23 年度から一般不妊治療費等助成制度を開始しました。 また、費用が高額で自己負担も大きいため、平成 26 年度より特定不妊治療費助成制 度を開始しています。今後も、子どもを産み育てたい親への支援に努めるとともに、 広報やホームページ等により情報提供を行っていく必要があります。

◆今後の方向◆

①情報提供・相談受付体制の充実

項目	内容
相談受付体制の充実	・子どもに関する保健・福祉・教育などあらゆる相談に総合的に
	応じることができるよう、役場・各支所・子育て支援センター・
	教育機関などのそれぞれに窓口を配置し、各課の連携を密にす
	ることで、充実した相談受付ができるようにします。
	・子育て支援ネットワーク協議会を開催し、地域で子育てに関わ
	る団体や関係機関との連携強化を図ります。また、妊娠期から
	幼児期・学童期において切れ目のない支援ができるよう、事例
	に応じて関係機関と相談・検討します。
情報提供の充実	・各窓口における情報提供のほか、町広報紙や無線放送、ホー
	ムページにおいて、子育て支援の情報を充実させ総合的に提
	供します。
	・邑南町健康情報 facebook を活用し、事業告知も含めたタイム
	リーな情報発信に努めます。
	・両親学級において、妊娠期の過ごし方や育児について情報提
	供を行います。
	・喫煙や飲酒の影響を含めた健康管理について情報提供を行い
	ます。
	・妊娠届出時に就労している人に対し、就労に関する制度につ
	いて情報提供を行います。

項目	内容				
不妊治療に対する	・広報やホームページにより県の不妊専門相談センターや不妊				
支援	治療支援事業など不妊治療に関する情報の提供を行います。				
	その他、近隣の相談できる機関についての情報提供に努めま				
	す。				
	・不妊治療費等助成制度を実施し、不妊治療に対する負担の軽				
	減に努めます。				
	・不育症への支援についても検討します。				

②切れ目ない妊娠期からの支援

項目	内容			
妊娠期からの仲間づ	・両親学級において、妊娠期からの仲間づくりや保健師等の支			
< 9	援スタッフとの関係づくりを行います。			
個別支援	・地区担当保健師は、妊娠期から妊婦や保護者との信頼関係づ			
	くりに努め、産後や子育て期への切れ目ない支援につなげま			
	す。また、妊娠中や養育上においてリスクや問題が生じる恐			
	れがある場合、必要に応じて情報提供や関係機関と連携した			
	支援を行います。			
関係機関との連携	・邑智病院や県内の医療機関と引き続き連携を図るとともに、			
	県外の医療機関との連携について体制を整備します。必要時			
	には、児童相談所等関係機関と連携し、安心できる環境づく			
	りを進めます。			

(2) 子どもの健康の維持

◆現状と課題◆

- ○就学前調査、小学校調査ともに、子育てをする上で悩んでいること、気になることとして「病気や発育、発達に関すること」が上位意見としてあげられています。健やかに子どもを産み育て、子どもの健康を保持・増進し、健全な生活習慣を確立するためには、育児に関する適切な情報の提供や、育児方法に関する具体的な助言などのきめ細やかな母子保健サービスの提供が必要です。本町では、疾病・障がいの発生予防・早期発見・早期療育を確実に行うため、各種健康診査を行っています。今後とも、健康診査の精度を上げ、一人ひとりに応じた支援がさらに充実することが課題となっています。また、関係機関が連携し、必要な支援が必要な時期に提供できるような支援体制や、生涯にわたって支援が継続できるよう関係機関のネットワークづくりが必要です。
- ○健診体制について、1歳6か月健診は、子育て支援の一環として社会性の発達に着目した健診を行っています。4歳児健診は、年々受診率が向上しており、就学前の最後の健診として定着しています。いずれの健診においても、育てにくさを感じる親に寄り添う支援が求められており、乳幼児健診での幅広い支援の視点を持つこと、スタッフの知識・技術の向上を図ることが必要です。

また、健診後に個々人に応じたフォロー体制を充実するため、保育所や子育て支援センターとの連携強化を図っていくとともに、未受診者についても、保育所との連携や保健師訪問等によりフォローしていく必要があります。

- ○歯科保健について、保育所、小・中学校と連携した歯科指導を実施しており、一人平均むし歯数は目標値を達成しています。一方で、家庭での点検磨きは8割となっており、引き続き、乳幼児期からの歯科指導を実施していく必要があります。
- ○町に対する子育て支援の充実で希望することでは、就学前調査、小学校調査ともに「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が上位意見としてあげられています。地域により密着した医療体制の確保を図るため、邑智病院を核とし、医療的なケアが必要な子どもたちが安心して生活できるための医療体制を引き続き充実させていく必要があります。

◆今後の方向◆

①乳幼児健康診査とフォロー体制の充実

項目	内容
乳幼児健康診査体制	・子どもの社会性を育むため、健診内容を充実させます。
の充実	・親が感じている育てにくさや育児不安に対して、発達過程に
	応じた助言を行います。
	・定期的なスタッフの研修を行い、スタッフの知識・技術の向
	上を図ります。
健康診査後のフォロ	・保育施設、子育て支援センター、通級指導教室、児童相談所、
ーの充実	保健所、医療機関などとの連携を強化し、児童や家庭の支援
	に努めます。
	・経過観察の必要な子どもへの診察・相談の場として発達クリ
	ニックを実施します。

②歯科保健の推進

項目	内容
フッ化物の利用・教育	・町内すべての保育施設・小学校・中学校でフッ素洗口にあわ
の充実	せ、むし歯等の予防教育を充実します。

③医療との連携

項目	内容
医療機関との連携の	・公立邑智病院を核とした、地域に密着した医療体制の確保や
推進	救急医療体制の拡充を支援します。また、民間の医療機関や
	診療所の機能が効果的に発揮されるよう体制づくりに努めま
	す。
かかりつけ医の確保	・子どもの健康をより適切に保つとともに、保護者の育児不安
の推進	の解消に大きな役割を果たすかかりつけ医を各家庭で確保す
	るよう、情報の提供や啓発に努めます。

(3) 家庭における子育ての支援

◆現状と課題◆

- ○子育て家庭においては、心理的な不安感や負担感、身体的、経済的な負担感を強く感じており、特に保育所等に通わず在宅で子育てをしている家庭においては、男性の育児参加の不足や核家族化の進行、地域とのつながりが希薄化したことなどにより母親が家庭において孤立したり、社会から疎外感を感じたりすることが多いといわれています。
- ○近年、Iターン者が増加しており、本町に移住した子育て家庭を支えるためにも、地域とのつながりが一層重要となっています。
- ○子育てが本来もつ "楽しさ" や子どもの成長にふれる "喜び" を感じられるよう、家庭、地域、行政等が一体となって、子育て家庭同士の交流や相談の場、また、情報収集や情報提供を進めていき、全般的な子育て支援サービスの充実や、地域や家庭における子育て力の向上などをめざす必要があります。
- ○本町では、保護者の育児を支援する中心的な機関として、子育て支援センターを 2 か 所設け、在宅で育児をしている保護者が子どもとふれあい、楽しむ場となっているほ か、子どもの心身の健康づくりなど、子育てに関する知識の提供や保護者同士の交流 を図っています。

■子育て支援センターの設置状況

センター名	概要					
	●対 象 就学前の乳幼児と保護者及び妊産婦					
	●事業内容	電話相談、面接相]談、羽須美・瑞穂は	也域保育所(園)で		
子育て支援		の巡回相談、乳幼]児健診での育児相語	談、羽須美・瑞穂地		
センター			コンの開催、子育てき			
 (東光保育園内)		1回)、子育てサ	ークルの支援、子育	で情報の提供 日本の提供		
	実績	利用者数	平成 24 年度	平成 25 年度		
	((延べ)	784 人	1,003人		
	●対 象	就学前の乳幼児と	保護者及び妊産婦			
	●事業内容 電話相談、面接相談、石見地域保育所での巡回相談、					
石見子育て支援	幼児検診での育児相談、子育てサロンの開催、子育て交					
センター	流会の開催(年2回)、子育て教室の開催(毎月3回)、					
(東保育所内)	子育てサークルの支援、子育て情報の提供					
(本体目別的)	実績	利用者数	平成 24 年度	平成 25 年度		
	((延べ)	2,420 人	2,246 人		

- ○子育て中の親にとって、子育ての仲間は、共通の悩みを相談しあったり、助け合ったりできる心強い存在です。近所に同じ年頃の子どもがいる家庭が少なく、仲間も自然にはできにくい状況もあることから、交流の場を設けることが重要です。
- ○子どもの食・生活習慣アンケート調査結果をみると、朝食に菓子パンを食べる子が3 割弱おり、食事に野菜を取り入れるなどの食生活に関する啓発が必要です。また、メ ディアにふれる子どもの割合が増加傾向にあり、家庭内でのルールがある家庭が約半 数に留まっている現状です。
- ○本町では、各保育所において保育所教室を開催しており、食・歯科をはじめとする子 どもの生活習慣に関する情報提供を進めています。今後も、子どもの生活習慣や健や かな成長に向けた教室開催を継続していくことが必要です。
- ○相談対応や情報発信に関する取り組みとして、新生児全戸訪問や出生届出時の窓口での状況把握・医療機関との情報共有を行うことで、早期に育児不安の解消・母との関係づくりを進めています。今後も医療機関等との連携のもと、親子の心身の健康や子育てに関する情報提供を進めることが必要です。
- ○子どもの喫煙防止対策・受動喫煙防止対策として、健康長寿おおなん推進会議において、小中学校、高校で「子どもに最初の一本を吸わせない」取り組みを行っているほか、小中学校や公民館の施設内禁煙・分煙化を進めています。今後も公共施設をはじめ、地域の禁煙・分煙化を図っていくことが大切です。
- ○未就学児親子が読書習慣を身につけるための取り組みとして、ブックスタート事業を 展開しています。今後も、読書活動を通じた親子のふれあいの促進をめざし、子ども の発達に応じた親子の読書活動を推進していくことが必要です。
- ○乳幼児期は、家庭生活を中心として、徐々に地域とのつながりを広げながら、一人ひとりの基本的な生活習慣や人格形成の基礎づくりをする大切な時期です。心豊かで健 やかに育っていくためには、親子のふれあいにより家族の愛情に支えられることが大 切です。

◆今後の方向◆

①子育て支援センター活動の充実

項目	内容
子育て支援センター	・在宅親子を対象とした保育所体験特別事業に取り組み、各支
事業の充実	援センターが管内の保育所と連携しながら、サロンの開催、
	保健課、社会福祉協議会と連携して子育て支援を充実してい
	きます。
	・子育て支援センターを中心に保健課や地域の子育て支援者等
	と連携し、親子の憩いの場、相談できる場を提供します。
	・子育て支援センターの内容や行事等の情報提供を行うととも
	に、保護者同士のつながりの場や気軽に参加できる環境づく
	りに努めます。
地域子育てサロンの	・子育て支援センターを中心として、定期的な子育てサロンを
開催支援	開催します。
	・社会福祉協議会と連携し、ボランティアなどによる地域子育
	てサロンの開催を支援します。
子育て講座の開催	・瑞穂・石見両地域の子育て支援センターと町内保育施設の合
	同主催で、子育て講座を開催します。
	・育児不安・負担を軽減するため、親子のよりよいコミュニケ
	ーション技術の提供と仲間づくりを目的とし、子育て講座を
	実施していきます。

②家庭における育児の支援

O-5-02-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-				
項目	内容			
訪問指導の充実	・地区担当保健師の訪問による相談・指導を、「こんにちは赤ち			
	ゃん事業」とあわせて全家庭対象に実施します。			
	・医療機関と連携し、適切な相談や指導に努めます。			
	・保健師の訪問を通じて、家庭の生活環境を把握するとともに、			
	母親と早期に関わることで相談しやすい関係づくりに努め、			
	不安の解消につなげます。			
	・育児に関する適切な情報提供を行います。			

項目	内容
規則正しい生活習慣	・家庭、地域、保育所・学校等と連携し、ゲームやテレビなど
作りの推進	のメディア対策も含めた啓発を行い、規則正しい生活習慣づ
	くりを推進します。
	・親子で参加でき、生活習慣、食事、歯科に関することなどに
	ついて学習できる場を、保育所、学校と連携し提供します。
	・子どもの食・生活習慣アンケートを活用し、子どもの健やか
	な成長に目を向けた課題などを情報交換し、教室の内容の充
	実を図ります。
喫煙防止対策の推進	・学校で子どもへの禁煙教育に取り組むとともに、地域では「子ど
	もに最初の一本を吸わせない」取り組みを実施します。
	・健康被害を予防するため、学校での敷地内禁煙、家庭内喫煙
	者の分煙、地域での分煙対策を進めます。
ブックスタート事業	・親子のコミュニケーションを促すとともに、生涯を通じた読
	書習慣を身につけるための第一歩として、乳幼児健診時に受
	診者へボランティアや図書館司書により絵本の紹介と読み聞
	かせを行います。読書を通じて子育て教育の支援を行うとと
	もに、乳幼児期の読み語りだけに留まらず、継続した親子読
	書へつながるように働きかけます。
	・4か月児健診時、1歳6か月児健診時、3歳児健診時の各時
	期に実施します。
	・ボランティア、学校司書と連携を図り、本のリストの作成や
	講演会の開催を進めていきます。
家庭における事故防	・事故防止対策・救急救命方法について、健診・訪問等の機会
止に向けた啓発	を利用して情報提供を行います。
家庭教育の充実に向	・家庭における子育ての大切さについて再認識を図り、保育施
けた取り組み	設、学校、地域、家庭で一貫した子育てができるよう、誰も
	が参加できる家庭学習についての学習の機会を設け、意識啓
	発や具体的な関わり方の研修を行います。また、インターネ
	ット等を利用し情報提供を行っていきます。
	・家庭教育学級・講座や小中学校PTAとの共催による講演会・
	学習会を開催します。
	・町民大学の講義のうち1つを、子育てをテーマに開催します。
	また、PTAや保護者会等の研修会と連携し、参加者を増や
	すとともに、参加しやすいように託児室を設けます。

③保護者同士の交流の促進

•	•			
項目	内容			
保護者同士の子育て	・保護者同士の子育てサークル活動を支援するため、健康セン			
サークルの活動支援	ター及び子育て支援センターを拠点に、場所や情報の提供			
	積極的に行います。			
保護者同士の交流の	・保護者同士が交流できるよう乳幼児健診等において子育て支			
推進	援センターの情報提供を行います。また、出前講座や健診な			
	どを通じて子育て支援センターとの連携強化を図ります。			

(4) 仕事と子育ての両立支援の充実

◆現状と課題◆

- ○仕事と生活の調和の実現については、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取り組みを進めることが必要です。 保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センター 事業の促進等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開し、地域の実情やライフス テージの各段階に応じたきめ細かい支援や育児休業制度や多様な働き方の普及・啓発 を進めていく必要があります。
- ○法的な整備は進んだものの、仕事を優先する慣行や育児休業を取りにくい職場の雰囲気があり、仕事と子育ての両立に向けての努力が町民・事業者に求められます。今後は、男女とも子育てに参加できる環境づくりやワーク・ライフ・バランスの推進が必要であり、特に、父親の育児への参加は単に母親の育児負担を軽減するというだけではなく、子どもの成長にとっても大きな意義があります。また、結婚・出産後も希望する女性が仕事を続けられ、職場への復帰ができるよう配慮が必要です。
- ○本町では仕事と家庭の両立を希望する人が多い傾向にあり、就学前では母親の約7割が、小学校では母親の9割近くがフルタイム・パート・アルバイトで就労しています。 子育て家庭が仕事と子育てを両立することができるよう、本町における保育サービスを引き続き実施するとともに、多様化するニーズに対応できるよう内容の充実を図る必要があります。

〈保育施設の状況〉

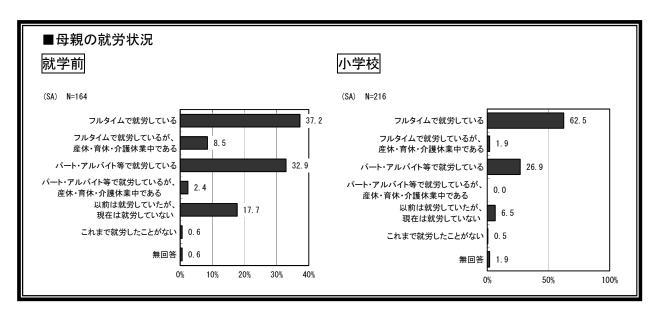
ı	施設名	定員	開所時間		利用年齢	特別保育サービスの 実施状況
民設	東光保育園	60	開所時間	7:15~18:15	〇歳から	障がい児保育 一時預かり保育 子育て支援センター事業 延長保育〈月〜金曜日〉 18:15~18:45
	出羽保育園	40	開所時間	7:15~18:15	〇歳から	障がい児保育 延長保育〈月〜金曜日〉 18:15~18:45
	高原保育園	30	開所時間	7:15~18:15	〇歳から	障がい児保育 延長保育〈月〜金曜日〉 18:15~18:45
	市木保育園	20	開所時間	7:15~18:15	〇歳から	障がい児保育 延長保育〈月〜金曜日〉 18:15~18:45

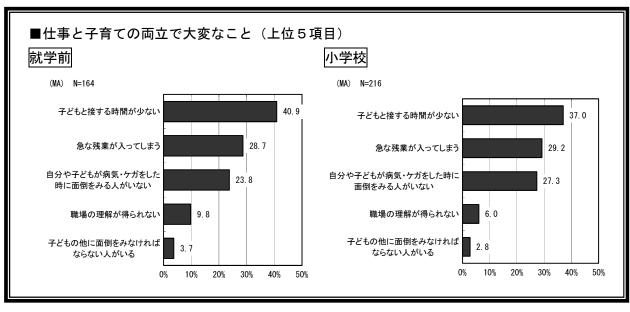
	施設名	定員		開所時間	利用年齢	特別保育サービスの 実施状況
民	阿須那保育所	30	開所時間	7:15~18:15	〇歳から	障がい児保育 延長保育〈月〜金曜日〉 18:15~18:45
民 設	口羽保育所	40	開所時間	7:15~18:15	〇歳から	障がい児保育 延長保育〈月〜金曜日〉 18:15~18:45
公設	東保育所	90	開所時間	7:15~18:15	〇歳から	障がい児保育 子育て支援センター事業 延長保育〈月〜金曜日〉 18:15~18:45
	いわみ西 保育所	120	開所時間	7:15~18:15	〇歳から	延長保育〈月~金曜日〉 18:15~19:30 障がい児保育 体調不良児 保育 一時預かり保育
	日貫保育所	20	開所時間	7:15~18:15	〇歳から	障がい児保育 延長保育〈月〜金曜日〉 18:15~18:45

- ○ニーズ調査結果をみると、子どもが病気やケガの際には、主に母親が看病のためなど で休暇を取っています。就労しながらも、安心して子どもを看てもらえる支援体制づ くりが必要です。
- ○一般的に、出産・育児のために仕事をいったん辞めた後の再就職は困難な傾向にあり、 女性が出産をためらう要因の一つと言われています。今後とも、女性が希望する就労 形態で再就職することが叶うよう支援が必要です。
- ○企業に対しては、産休、育児休業など妊娠、出産、子育て中の従業員に対する支援策についてのアンケート調査を毎年行っています。今後も、企業の状況把握を進めるとともに、企業に対しワーク・ライフ・バランスについての理解を促進していく必要があります。

〈放課後児童クラブ(学童保育)の状況〉

施設名	定員
矢上地区児童クラブ	30
石見東児童クラブ	30
日貫児童クラブ	20
みずほ放課後児童クラブ	30
たかはら放課後児童クラブ	20
いちぎ放課後児童クラブ	20
阿須那放課後児童クラブ	20
口羽児童クラブ	20





◆今後の方向◆

①保育サービス等の充実

項目	内容
保育施設における多	・0歳~2歳児の受け入れの拡大を進めます。
様な保育サービスの	・全保育施設における延長保育を引き続き実施します。
充実	・一時預かり保育を引き続き実施します。
	・病児・病後児保育を引き続き推進します。
	・体調不良児保育を引き続き推進します。
	・土曜日の保育を引き続き推進します。
	・休日保育を実施するよう検討します。
	・多様な保育サービスに対応できる人材の確保に努めます。
保育内容の充実	・世代間交流活動や地域交流活動、食育活動を推進します。
	・保育施設ごとに地域の特色を活かした事業を行うとともに、
	保育施設同士の交流事業を実施します。
	・保育施設と保護者との関係づくりを積極的に進めます。
	・研修などを通じ、保育士の資質の向上・カリキュラムの工夫
	に努めます。
保育施設の整備	・保育の質を確保するため、必要に応じて保育施設の整備を進
	めます。
在宅児を含めた預か	・一時預かり事業を2か所で引き続き実施します。
り支援の充実	・病児保育を邑智病院と三上医院で引き続き実施します。
	・病児・病後児保育の拡充について検討します。
放課後児童クラブ等	・放課後児童クラブを8か所で引き続き実施します。
の充実	・各種研修会等を通じて指導員のスキルアップに努めます。
	・障がいのある子どもについて、各関係機関と連携しながら受
	け入れを進めるとともに、研修等に出席し、指導員のスキル
	アップに努めます。

②子育てしやすい就労環境づくり

項目	内容
関係法制度の普及・啓	・育児休業等、関係法制度の遵守を企業に対して働きかけてい
発	きます。
一般事業主行動計画	・一般事業主行動計画の策定の義務がない、常時雇用する労働
策定の呼びかけ	者が 100 人以下である企業にも、一般事業主行動計画の策定
	を呼びかけていきます。
労働時間の短縮・柔軟	・子育てをしながら働くことのできる就労形態の導入について
化等の促進	企業へ働きかけていきます。
再就職支援	・就労相談員を設置し、再就職に向けた情報の提供や就労相談
	会を行っていくとともに、スキルアップ教室などの開催を検
	討します。また、再雇用制度の普及・啓発に努めます。
従業員に対する支援	・町内企業において、産休、育児休業など妊娠、出産、子育て
策の検討	中の従業員に対する支援策についてのアンケートを実施し、
	状況を把握するとともに支援策の検討に努めます。
ひとり親家庭の就労	・島根県母子寡婦福祉連合会の就労相談員やハローワークとの
相談支援	連携を図り、就業相談を継続して行います。

(5) 経済的支援の充実

◆現状と課題◆

- ○子どもを産みたいと思っても産めない背景には、子育て家庭において収入に占める養育費や教育費、医療費の負担などが高い場合が多いこともあり、支援を必要とする家庭が増えています。また、近年では、社会環境の変化や生活環境の多様化などにより、離婚や未婚での出産や、ひとり親家庭(母子・父子家庭)が増加しており、様々な家庭の実態に対応した経済的支援策を適切に実施していく必要があります。
- ○母子家庭等入学就職支度金の制度を実施しているほか、児童クラブ負担金の軽減策を 実施するなど、ひとり親家庭や多子同時利用家庭への経済的支援施策を進めています。
- ○保健・医療に関しては、妊婦一般健康診査等の受診費を助成しているほか、乳幼児医療費助成事業の実施、また、子ども医療費助成事業として中学校卒業までの子どもの 医療費の助成(保険診療分全額助成)を進めています。
- ○そのほか、子どもを安心して産み育てるために、子どもをもつ家庭が子育てしやすい 生活空間や子育てに適した住居を確保できるよう配慮することが期待されています。

◆今後の方向◆

①経済的支援の充実

項目	内容
健康診査受診票の	・妊婦健診(16回)・乳児健診(2回)、妊婦歯科検診、新生児
交付	聴覚検査の受診票の交付を継続するとともに、100%利用され
	るよう呼びかけを行います。
乳幼児子ども医療費	・医療費助成事業として中学校卒業までの医療費助成(保険診
の助成	療分全額助成)を行います。
未熟児に対する医療	・未熟児に対する養育医療の給付を行います。
給付	
チャイルドシートの	・0歳から就学前までの乳幼児に対し、チャイルドシートの貸
貸出	し出しを引き続き行います。
保育料の軽減	・第2子以降を対象とした保育料軽減事業を引き続き行います。
放課後児童クラブ負	・多子同時利用家庭や、ひとり親家庭等を対象とした負担金の
担金の軽減	軽減を引き続き行います。

項目	内容
母子家庭等入学就職	・母子家庭などの児童が入学または就職するときに、支度金を
支度金の支給	支給する母子家庭等入学就職支度金の支給を引き続き行いま
	す。
遺児育成特別手当の	・遺児を養育している人に対し、遺児育成特別手当の支給を引
支給	き続き行います。
障がいのある子ども	・障がいのある子どもまたはその保護者に対し、障害児福祉手
のいる家庭への各種	当や特別児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給手続き
手当・医療費の助成	や医療費の助成を引き続き行います。
就学に関する経済的	・奨学金制度を引き続き行います。
支援の充実	・邑南町立小中学校、県立石見養護学校に通う児童生徒のスク
	ールバス通学利用料金を引き続き無料とします。
	・義務教育通学費の月額助成を引き続き行います。
	・就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給を引き続き行
	います。
子育て支援ポイント	・子育てサービスを利用した際に、町内で利用できる買い物カ
付与制度	ードへポイントを付与します。病児保育や一時預かり保育の
	有料サービスの他、乳児健診や子育てサロン、両親学級等の
	無料のサービスについても、参加するだけでポイントを付与
	します。 貯まったポイントは、1ポイント=1円として町内
	のお店で買い物に利用できます。
経済的支援施策の	・必要とする人が適切に各種制度を利用できるよう、周知を図
周知	ります。

②子育てしやすい住居の確保

項目	内容
バリアフリー住宅の	・公営住宅の整備にあたっては、バリアフリー対応を図ってい
整備	きます。

3 子どもがすくすく育つまちづくり

(1) 生きる力を育む環境づくり

◆現状と課題◆

- ○地域社会における児童数の減少は、子どもが一人で過ごしてしまうことや、あるいは 同じ年頃や少人数の友人としか遊べる機会がないなど、遊びを通じた仲間関係の形成 や児童の社会性の発達、規範意識の形成に大きな影響があると考えられています。子 どもが、社会の中での様々な体験を通して、自ら学び主体的に判断・行動し、心豊か な人間性や生きる力を身につけられるような活動の場を提供するとともに、地域住民 や公民館などの協力によって子どもの成長をサポートしていくことが重要です。
- ○本町では、各公民館及び小中学校が連携し、町内すべての小中学校でふるさとを題材とした体験活動に取り組んでいます。この活動は、学校教育では得られない「地域の知恵(生きる力)」を育むものとして実施していくことが大切であり、地域総がかりで取り組めるよう体制を充実していくことが必要です。
- ○地域による教育体制については、地域コーディネーターや公民館が、学校の授業と公 民館の事業が融合した取り組みによる直接的な連携や、講師紹介や情報資料の提供等 の間接的な支援を行っており、子どもたちが地域の実態や伝承文化への理解を深め、 様々な地域住民とふれあう機会の提供に努めています。町内 11 小中学校において、 各学校がそれぞれの地域素材を教材化して、地域の人材を講師とした学習を実施して います。引き続き、地域に対する興味・関心・郷土愛を育むために継続して取り組ん でいくことが必要です。

◆今後の方向◆

①遊びや体験活動の拠点の整備

ORGO (IT BUCKS PER)	
内容	
・健康センターにおいて、プレイルームにおもちゃを整備した	
り、屋外遊具を設置したり、プレイパークを設けたりするこ	
とで、季節や天候に左右されない遊び場を確保することを検	
討します。	
・既存の公園の整備や遊具の安全点検を徹底します。また、公	
園の管理が徹底されているかの確認を行い必要に応じて指導	
に努めます。	

項目	内容
自然を活かした遊び	・町の自然を利用して、子どもたちが自由な発想で遊んだり、
環境の整備	親子が一緒に体験活動ができたりする場を整備します。また、
	このような場における遊びの指導者の養成を検討します。
遊び場マップの作成	・町内に関する情報を集約した遊び場マップの作成を検討しま
	す。
放課後子どもプラン	・子どもの安全で健やかな活動場所及び有意義な体験活動の場を
の推進	確保するなど、総合的な放課後対策として実施する「放課後子
	ども総合プラン」を推進します。
子どもの活動拠点づ	・公民館・図書館等の施設が子どもにも有効に活用されるよう、
< 9	子どもへの情報提供や呼びかけに努めるとともに、子どもに
	向けた講座を開催します。
	・平日の放課後において、子どもたちの居場所づくりの観点か
	ら、安全・安心の確保に努めるとともに、教室運営等、企画
	段階からの参画を求めた事業の実施を検討します。
総合型地域スポーツ	・子どもが様々なスポーツを他の世代の人と交流しながら継続
クラブの推進	的に楽しめるよう、総合型地域スポーツクラブについて先進
	地視察や研修会等を実施し、研究を進め、設立や運営を支援
	します。

②外国人に対する支援づくり

項目	内容
外国人児童生徒等日	・町立の小中学校に在籍する入国児童生徒及び帰国児童生徒に
本語指導協力派遣事	対して、日本語教育の指導力を有する者を派遣し日本語指導
業の推進	等のサポートを行う事業を、対象となる児童生徒のニーズに
	応じて、しまね国際センター等との連携のもと推進します。

③地域の一貫した教育体制づくり

項目	内容
地域ぐるみの教育体	・家庭教育や地域教育の充実に向けた啓発及び環境の整備を図
制づくり	ります。また、PTA 対象の研修などを行います。
	・各公民館及び小中学校が連携した総合学習の取り組みを実施
	するとともに、地域コーディネーターと公民館の連携による、
	学校の授業と公民館の事業が融合した取り組みや講師紹介、
	情報や資料の提供等間接的な取り組みを行い、地域での交流
	や体験を生かした学習を展開します。

項目	内容
学力・体力向上対策の	・子どもたちの学力・体力の向上を図るため、教育環境の整備
推進	や教育カリキュラムの検討を進め、一人ひとりに応じたきめ
	細やかな指導・支援を行っていきます。
	・子どもたちの確かな学力を育てるとともに言語活動や探求学
	習、読書などの活動を通じて、子どもたちの豊かな人間性を
	培うよう町立図書館と連携して学校図書館活用事業の推進を
	図ります。
教育情報化の推進	・誰もが情報機器や情報通信ネットワークを生活の「道具」と
	して気軽に、かつ安全に使うことができるよう、指導を充実
	します。また、情報メディアを活用し、学校と家庭、地域が
	一体となった教育を実現する「開かれた学校づくり」の取り
	組みを進めます。
ふるさと教育・体験活	・地域の自然や人材を活用した郷土学習や地域文化の継承を推進
動の推進	します。また、県立矢上高等学校、県立石見養護学校と連携を
	図り、地域における一貫したふるさと教育を行います。
	・保育施設・学校・公民館その他において、世代間交流活動・
	地域活動等のふるさとに密着した体験活動を積極的に進めま
	す。
	・各公民館及び小中学校が連携した総合学習の取り組みを実施
	するとともに、ふるさと探検隊、サマーキャンプなどの学習
	機会を通して大人と子どもが学び合う学習を展開します。ま
	た、地域と連携し、地域との関わりの中で、「生活の知恵(生
	きる力)」を培える体制づくりを進め、地域の教育力の向上に
	努めます。体制づくりを進めるため、「地域学校」を新設し、
	地域総がかりで子どもたちを支援するシステムの構築を図り
	ます。
国際交流の推進	・外国語指導助手(ALT)を招聘し、積極的に他国の文化や
	言葉にふれる機会をつくり、保育園・所、学校、地域で国際
	的視野の育成に努めます。

(2) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

◆現状と課題◆

- ○すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりのためには、障がいの有無にかかわらず、子どもやその家族に必要な支援を行い、地域全体で支えていくことが必要です。
- ○心身に障がいがある子どもや養育困難な家庭など、特別な支援の必要な子どもと保護者・家庭に対して、地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施設の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた総合的な支援の充実に努めることが必要です。
- ○本町では、町内の 11 小中学校に特別支援学級を設置しているほか、小学校 1 校、中学校 1 校に通級指導教室を設置しているなど、特別な支援を要する子どもたちへの対応を進めています。また、各小中学校の通常の学級に在籍している特別な支援を要する児童生徒については、生活支援員、学習支援員、低学年複式支援員を配置し、生活面や学習面での支援を行っています。
- ○町内にある特別支援学校の石見養護学校の協力で、町主催の研修会の講師を依頼したり、各学校からの要望に応じて相談スタッフが学校を訪問し、各種相談に対応したりしています。ケース検討会議へも参加を依頼し、専門性の必要な事例にも対応しています。また、石見養護学校で主催される研修会への関係者の積極的な参加を促しています。
- ○各専門員のスキルアップとして、各小中学校の特別支援コーディネーター研修会や町で配置されている各小中学校の支援員の研修会、町内関係機関を繋いだ邑南町特別支援体制連携協議会主催の研修会などを開催しています。
- ○学校における相談対応として、スクールカウンセラーを小学校へ1名、中学校へ3名 配置し、児童生徒やその保護者のカウンセリングを行い、不登校やいじめ、問題行動 に対応しています。また、中学校区内の未配置小学校においても、派遣による相談対 応を進めています。そのほか、町内全校対象にスクールソーシャルワーカーを1名配置し、11小中学校を巡回し、不登校やいじめ、問題行動に対応しています。
- 〇いじめ防止対策として、本町では「邑南町いじめ防止基本方針」を平成 26 年 8 月に 策定しました。今後は、指針に基づき取り組みを進めるとともに、学校や保護者等へ の周知を図っていくことが必要です。
- ○児童虐待から子どもを守るためには、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び相談等の支援の各段階での切れ目のない総合的な対策を講ずることが必要です。

○本町においては、邑南町要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、早期発見・早期対応に取り組んでいます。今後も、虐待防止ネットワークによる児童虐待防止の取り組みを引き続き実施していくとともに、虐待の未然防止としての子育ての不安感や負担感を軽減するための相談体制や情報提供、地域での見守り体制の充実を図る必要があります。

◆今後の方向◆

①障がいのある子どもをめぐる教育の充実

項目	内容
邑南町特別支援体制	・特別な支援が必要な子どもとその家族のため、関係諸機関が
推進事業の実施	連携した総合的な相談支援体制を整備し、子どもの生涯にわ
	たって一貫した相談支援を行います。
就学指導の充実	・就学指導委員会(年1回以上)、就学時健診(年1回)、合同
	相談会(月2回)を引き続き実施します。各事業に対する事
	前相談会や訪問等を行い指導の充実を図ります。
	・子ども自身や保護者の希望を尊重し、最適な教育環境を選択・
	指導できるよう、就学指導委員会、関係機関、家庭の連携強
	化に努めます。
	・就学前の障がいのある子どもに対して、特別支援体制の専門
	委員による相談会や保育所巡回を行い、早期から医療機関や
	関係機関と情報交換を行いながら、保護者が十分な情報のも
	と就学について検討できるよう努めていきます。
	・すこやかファイルを活用し、子どもの育ちや支援の経過を就
	学・進学・就労等途切れることがないよう、情報の共有を図
	ります。
子ども笑顔キラキラ	・多様なニーズをもつ児童生徒に対して、きめ細やかな学習支
サポート事業の充実	援等を加えることで、教育効果がより上がる体制をつくりま
	す。
	・石見養護学校や浜田教育事務所などの関係機関と連携を図り、
	研修会などを通じて支援員のスキルアップに努めます。

項目	内容
通級指導教室の充実	・通常の教育や保育の場に通いながら、何らかの個別の支援を
	必要としている子どもに向け、特別な個人指導やグループ指
	導を行います。
	・通級指導教室を小学校に1校、中学校に1校設置しており、
	困難さを抱える邑智郡内の小中学生に対し、巡回指導により、
	通級の負担がないよう指導を行います。
	・各小中学校の通常学級に在籍している特別な支援を必要とす
	る児童生徒に対して、生活支援員や学習支援員、低学年複式
	支援員を配置し、生活面や学習面への支援を行います。
	・在宅児に対しても同様の特別な指導を行うと同時に、教育相
	談を定期的に実施します。
	・邑智郡ことばを育てる親の会を継続し、個別の援助を必要と
	する子どもの保護者の不安・悩みの軽減を図ります。
地域交流の促進	・障がいのある子どもが、地域と交流しながら成長していけるよ
	う、週1~2回の定期通級及び巡回による指導を行います。
	・瑞穂小学校に担当教諭を配置し、邑智郡内全域の小学校児童
	に対応し、実施します。
障がいのある子ども	・義務教育終了後の進路拡大を図るため、労働・福祉の関係機
の自立促進	関や企業との連携を強化するとともに、その実情に応じた教
	育内容の工夫に努め、障がいのある子どもの自立を促進しま
	す。
教職員等の専門能力	・すべての教職員が一人ひとりの状況に応じた適切な指導を行
の向上	えるよう、研修などの実施を促進します。
	・各小中学校の特別支援コーディネーター研修会や支援員の研
	修会、邑南町特別支援体制連携協議会主催の研修会などを開
	催し、教職員や支援員のスキルアップに取り組みます。
	・町内にある特別支援学校の石見養護学校の協力により、研修
	会の講師派遣や学校からの各種相談にも対応してもらうな
	ど、高い専門性の習得に取り組みます。
	・各小中学校の教職員に対し、町内にある特別支援学校の石見
	養護学校主催の研修会への参加を促します。
特別支援教育校内支	・支援を必要としている子ども一人ひとりの教育ニーズに応じ、
援体制の推進	教師や職員、保護者、専門家が協力して適切な教育を準備で
	きるよう、校内委員会を開いて対応を協議し、支援します。

項目	内容	
障がいへの理解を深	・子どもたちの障がいに対する正しい認識と理解を深め、自然	
める教育の推進	な助け合いによって障がいのある子どもの障壁が取り払われ	
	るよう、地域づくりを進めます。	

②子どもを対象とした相談支援事業、不登校・いじめ問題への対策の推進

項目	内容
スクールカウンセラ	・瑞穂中学校、石見中学校、羽須美中学校、瑞穂小学校にスク
ーの配置	ールカウンセラーを配置し、児童生徒やその保護者へのカウ
	ンセリングを行い、不登校やいじめ等の課題に対応します。
	・中学校区内の未配置小学校においても、配置校からの派遣に
	よる相談対応を推進します。
	・必要に応じて関係機関へとつなげられるよう、スクールソー
	シャルワーカー・教育支援センターとの連携を図ります。
思春期相談窓口の周	・年3回臨床心理士が「思春期相談」に対応していきます。
知・連携	・保健所が実施する「思春期相談」や臨床心理士による町の相
	談会、石見養護学校による相談会等、相談できる場所の周知
	を図るとともに、関係機関と連携して子どもの悩みへの対応
	を検討します。
特別支援合同相談会	・不登校や不登校の傾向がある子ども、特別な支援を要する子
の実施	どもやその保護者等の相談窓口として、町の専門スタッフに
	よる邑南町特別支援合同相談会を定期的に実施し、悩みや不
	安の解消を図ります。
	・相談会の情報提供を行い、引き続き相談窓口としての周知に
	努めます。
人権教育の充実	・人権教育の充実を図り、不登校やいじめのない明るい学校づ
	くりに努めます。
	・各種研修会への積極的な参加を促します。
学校へ行きにくい子	・学校に行きにくいと感じる子どもが安心して過ごせる場とし
どものための場づく	て、公的施設を活用することを検討します。
りの検討	・様々な要因から不登校・不登校傾向にある児童生徒の早期の
	把握に努め、学校へ復帰できるよう、関係機関等と連携し子
	どもや保護者に指導・支援を行います。

項目	内容
不登校の子どもの地	・民生委員・児童委員、公民館、ボランティア等の協力を得て、
域参加に向けた働き	関係機関での検討会議を実施し、不登校の子どもが地域で
かけ	色々な活動体験ができる場づくりを検討し、少しずつでも地
	域参加ができるよう働きかけていきます。
いじめ、不登校児への	・邑南町いじめ防止基本方針に従い、いじめ、不登校の未然防
対応に関する研修	止、早期発見等が学校や地域で速やかに行えるよう、啓発活
	動にもつながる研修や講演会を行います。
関係機関の連携	・関係機関と連携し特別支援体制推進事業を推進するなど、早期
	発見、対応に努めます。
義務教育修了後の支	・人権を含め、義務教育からの支援体制を引き継ぎ、地域社会
援	での生活について、多面的にサポートする体制の構築に努め
	ます。
邑南町教育支援セン	・常時指導員2名を配置した邑南町教育支援センターを設置し、
ターの設置	不登校・不登校傾向のある児童生徒について、教室での学習
	活動や体験活動など児童生徒の状況に応じたメニューを用意
	し、通級している児童生徒への対応を行います。
	・各学校に訪問し、通級のない児童生徒への対応や不登校傾向
	の児童生徒への関わりを通じて、学校に通いやすくなるよう
	に努めます。
	・邑南町教育支援センターについて、小中学校へ情報提供を行
	い、認知度の向上に向けた周知に努めます。
	・町内にある特別支援学校石見養護学校の支援も得ながら、不
	登校・不登校傾向にある特別な支援を要する児童生徒へも対
	応します。

③児童虐待防止対策の推進

項目	内容
児童虐待防止対策の	・邑南町要保護児童対策地域協議会の活用を図るとともに、虐
推進	待に関する相談・通報受付窓口の機能の強化及び周知を図り、
	迅速な対応に向けた体制整備を行います。
	・虐待のリスクを早期に発見し、早期に対応するため、母親の
	妊娠期から子どもの乳幼児期を通じ継続的な関わりを続け、
	主任児童委員、民生委員・児童委員と連携をとり、新生児訪
	問を充実します。
	・子育て期の保護者に、子育て支援センターなどの利用を積極
	的に勧め、孤立の予防を図ります。
	・子育てに関する関係機関の相談・支援体制を強化し、保護者
	の悩みや不安の解消を図ります。
	・庁内実務者会議を定期的に開催し、虐待の早期発見・早期対
	応に努めます。
養育支援家庭訪問事	・家庭における養育上の諸問題の解決・軽減を図るため、出産
業実施の検討	後間もない時期の家庭や、養育が困難になっている家庭に対
	して、育児・家事の援助や、育児に関する具体的な技術指導
	を行う事業の実施を検討します。
邑南町要保護児童対	・児童虐待に関する連絡体制の強化のため、邑南町要保護児童
策地域協議会の活動	対策地域協議会の充実を図るとともに、予防、早期発見・早
強化	期対応に努めます。

(3) 食育活動の展開

◆現状と課題◆

- ○食育は、子どもが自ら健康を保つために、大変重要な取り組みであるとともに、郷土 への理解が深まり、命の大切さを見つめ直すきっかけとなるなど、様々な効果が期待 されており、今後も充実することが期待されます。
- ○本町では、邑南町食育推進計画に基づき、特に体験を重視した取り組みを実施しています。併せて、町内の食の推進委員と連携し、伝統料理、郷土料理の継承に取り組んでいます。今後も様々な視点から、食に関する文化や慣習、地産地消等の情報を発信し、子どもたちの生きる力を育成していくことが大切です。
- ○食育の一環として、学校給食に地産地消を取り入れており、児童生徒に新鮮野菜を提供する機会づくりを進めています。これらの取り組みにより、子どもの農業への関心を育むとともに、農家の学校給食ファンも増えつつあります。
- ○今後も地産地消や地域の知恵が詰まった郷土料理や伝統料理の継承に取り組み、児童 生徒のより一層の食育を図っていくことが必要です。

■食育推進に関する事業

事業名	実施概要	
保育所完全給食	・保育所の3歳以上児の給食について、家庭からの米飯持参から、保育所で提供する「完全給食」を実施しています。	
保育施設における取り組み	・お茶づくり・野菜づくり・米づくり・行事食・クッキング等、 保育施設ごとに独自性をもった特色ある取り組みを行ってい ます。	
学校における食育の取り組み	 ・学校給食、教科学習、総合的な学習の中で食育や農教育を実施します。学校給食は、学校給食法第2条(学校給食の目標)にある ○日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うこと。 ○食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。 ○我が国や各地域の伝統的な食文化について理解を深めること。 ○食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。などの目標を達成するために、児童生徒に対して必要な指導助言を学校ごとに行っています。 ・農産物の生産体験、食物の調理体験、消費体験など、生産から消費までの一貫した教育を行うことによって、食物を大切にする気持ちを育むとともに望ましい食習慣の定着を図ります。 	

◆今後の方向◆

①食育活動の推進

項目	内容
邑南町食育推進計画	・邑南町食育推進計画に基づき、行政、関係団体、保育施設、
の推進	学校等の関係者による、乳児から高齢者まで各ライフステー
	ジのつながりのある食育推進ネットワークを形成し、町全体
	で食育を推進します。
	・食育実践の場である家庭や保育施設・学校等と、それを取り
	巻く生産者や食品流通関連産業等の食環境の分野とが共働し
	て、幅広い観点から食育について検討していきます。
学校給食を通した食	・給食センターでは、地産地消コーディネーターを配置し、地
育活動の推進	元食材の利用率を高めることに努め、地産地消と安全をテー
	マとした給食の供給に継続して取り組んでいきます。
	・旬の食材を活用し、栄養バランス、地産地消にこだわった給
	食メニューの提供に努めていきます。
	・農業への関心や文化、慣習、地産地消等の学習を促進し、子
	どもたちの生きる力の育成を図ります。
食に関する学習機会	・食の推進員協議会・保育施設・学校・公民館・行政機関等の
の充実	連携により、様々な機会を捉え、食に関する学習機会を提供
	します。
	・伝統料理、郷土料理の継承に努めます。
保育所完全給食の実	・保育所の3歳以上の児童にも、ご飯を含めたすべての給食を
施	提供する「完全給食」を実施します。

(4) 次代を担う子どもの育成

◆現状と課題◆

- ○次代を担う子どもたちが、男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てること の意義を理解し、自立心や社会性を培い、将来子どもを産み、育て、親となることへ の希望を持ち、喜びを感じられるよう、取り組みが求められています。
- ○少子化や核家族化の進行から、若い世帯が身近に少ないことが影響し、結婚して家庭を持ち、子どもを産み育てることや命の大切さについて考える機会をもたない若者が増えています。また、テレビやゲームに加え、インターネット、携帯電話の普及などを背景に、子ども同士が実際にふれあう機会が減少し、つながりが希薄になっている現状がみられます。
- ○子どもが安心して心身ともに健やかに育つために、親子のコミュニケーションや家庭 での関わりの大切さを啓発することが必要です。
- ○本町では、お互いの人権が尊重される民主的で住みよいまちづくりをめざして、町内 各中学校において毎年度1回、「性・命・人権教育」講演会を開催し、性に対する正 しい知識や命の大切さとともに人権について、学習を進めています。今後も、関係機 関との連携のもと、保育所から小学校、中学校、高校へとつなげていく性・命・人権 教育の推進を図っていくことが大切です。
- ○情報化社会の進展に伴い、テレビ、インターネット等のメディア上で性や暴力等に関する有害情報が子どもたちの目にふれやすくなっています。性や暴力等の有害情報に対し、正しい社会性を身につけていけるよう対策が必要です。
- ○地域社会の中で互いに連帯する意識を高め、人間味豊かな思いやりのある心を育てる ために、福祉教育と実践活動、ボランティア活動への参加等の体験学習の場を提供す ることや活動を支援することが必要です。
- ○子どもが将来地域で自立して家庭を築いていくためには、就労し、働くことになることからも、そのような体験ができる場を提供していくことが必要です。本町では、町内各中学校において3年生を対象に職場体験活動を実施しています。就労について学ぶ場であるとともに、子どもたちと地域とのふれあいの機会となっており、今後も継続した取り組みを進めていくことが必要です。

◆今後の方向◆

①命とこころの大切さ及び人権についての学習の推進

項目	内容
人権・同和教育の推進	・「性・命・人権教育」講演会を開催し、性に対する正しい知識、
	命の大切さとともに人権についての学習を推進します。
	・邑南町保健福祉計画にもあるように、関係機関と連携のもと、
	保育所から小学校、中学校、高校へとつなげていく性・命・
	人権教育の推進を図っていきます。
	・邑南町人権・同和教育推進協議会や各学校PTA等と連携し
	た研修会を実施します。
小・中学生及び高校生	・学校と保育施設の連携のもと、学校の授業やクラブ活動にお
と乳幼児のふれあい	ける乳幼児とのふれあい体験学習の機会を充実します。
促進	・小学校では保育所の年長児と、中学校では家庭科や職場体験
	等で交流を実施しており、継続して実施していきます。高校
	生では部活動を通じて交流を実施していきます。
邑南町性教育カリキ	・一貫した視点で性教育を行えるよう、町内保育施設、小中学
ュラムの作成	校、教育委員会、行政関係課の連携のもと、性教育カリキュ
	ラムを作成します。
	・中学校2、3年生を対象に、町と中学校の連携により、性・
	命・人権教育講演会を実施します。
性教育講演会の実施	・性教育カリキュラムに基づき講演会を実施するなど、学校に
	おける教育を充実し、あわせて保護者・地域への啓発を行い
	ます。
子どものこころを考	・関係機関と連携し、自尊感情や思いやりのこころを育てるた
える会の開催	めの支援を検討します。また、関係機関を通じて保護者へ啓
	発を行います。

②児童生徒の健全育成

項目	内容
有害情報への対策	・有害情報に子どもが惑わされないよう、関係機関に対し自主
	規制を働きかけていくほか、情報教育の推進に努めます。
思春期保健指導の	・薬物乱用、飲酒、喫煙の防止に向けた指導を充実します。
充実	
関係機関との連携	・青少年健全育成会議や邑智郡保護司会との連携のもと、青少
	年の健全育成に向けた指導を進めます。

項目	内容
大人になる心構えづ	・卒業を控えた中学生・高校生を対象として、社会に出るにあ
< 9	たって必要な知識を教える講座の開催を継続します。

③就労への啓発・支援

項目	内容
職場体験学習の推進	・児童生徒が就労への興味・関心を高められるよう、中学校等
	における職場体験学習を実施します。
	・子どもと地域のふれあいの場となるよう、取り組みの継続と
	活動内容の充実を図ります。
就労への支援	・若者定住促進対策事業を推進するほか、県やハローワーク等
	と連携しながら、就労に関する情報提供を行うなどの支援に
	努めます。

第5章 実施目標

本計画に基づいて展開する事業の実施量や成果に関する目標を次のように定めます。

1 子どもと子育てを支える地域づくり

(1) 子育てに向けた地域の意識づくり

■男女共同参画に関する啓発

現状	・邑南町男女共同参画計画に基づいて計画を実施します。
- 50	・平成 26 年度にダイジェスト版を作成しました。
本後の士科	男女共同参画の啓発は、男女が性別に関わりなく互いの人権を尊重しつつ、その
今後の方針	個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざすため、今後も継続します。
目標	ダイジェスト版を活用し、啓発活動を実施します。

■子どもの権利に関する啓発

現 状	・ポスター掲示等を計画どおり実施しました。
今後の方針	今後も、町広報紙やポスター掲示等による啓発を推進します。
目 標	5月の児童福祉週間等を活用して、町広報紙などでの啓発活動を行います。

(2) 子育て支援の地域づくり

■子育てサポーターの養成

現状	・子育てフェスタ、おおなんドリーム学びのつどいなどを、地域学校等、地域総
	がかりで取り組むことを主眼に置き実施しました。
	・それらの活動の中で、地域でのリーダーとして意識の醸成を図りました。
今後の方針	今後も、子育て講座と連携し、サポーター養成につながる子育て講座(講演会)
	を各公民館において年1回以上の開催を図ります。
目標	サポーター養成につながる子育て講座 (講演会) を各公民館年1回以上開催しま
	す。

(3) 安全・安心のまちづくり

■「子ども 110 番の家」等緊急避難場所の設置

	・各小学校区において毎年度子ども 110 番の家を設置しています。
現状	・子ども 110 番の家の設置により、登下校中の子どもたちの安全確保や事件事故
	の防止、抑制につながっています。
	・「子どもたちが非常時に頼ることができる場」として今後も継続して実施しま
今後の方針	す。
	・広報活動を進め、子ども 110 番の家への協力要請を推進します。
目 標	子ども 110 番の家への登録件数増加をめざします。

■防犯教室、交通安全教室の開催

	・各学校において、児童生徒へ交通安全教室などの安全教育を行うとともに、C
	AP (子どもへの暴力防止) 研修や通学路の点検など、安全な学校環境づくり
現 状	に取り組みました。
	・子どもの安全確保に向けた取り組みを学校内だけではなく、地域を巻き込んだ
	形でも行えているため、地域全体で子どもを見守る環境づくりが進んでいま
	す。
	・今後も交通安全教室や研修を継続して実施します。
今後の方針	・通学路の安全確保については、対策組織を平成26年に立ち上げており、関係
	機関と連携をとるための体制整備を進めます。
目 標	・各研修の年2回以上の実施をめざします。

■子どもの安全対策活動の開催

	・各学校区において子ども安全センター支部を組織(事務局は各学校)し、青色
ᄪ	防犯パトロールなど子どもの安全確保に向けた取り組みを実施しました。
現状	・各学校区で青色防犯パトロール隊を組織し活動することで、子どもが犯罪等に
	巻き込まれることの未然防止が図られています。
	・青色防犯パトロールを実施するための講習会を引き続き開催するとともに、青
今後の方針	色防犯パトロールの活動について広報を積極的に行い、組織の拡充を図りま
	す。
- HE	青色防犯パトロール登録車両 現状 101 台
目標	目標 110 台

2 いきいき子育てできるまちづくり

(1) 妊娠期からの支援体制の整備

■両親学級への初妊婦の参加率

	・妊娠中の健康管理や産後の子育てについての情報提供、妊婦同士の仲間
	づくりの場として全2回のシリーズを年に2クール実施しています。
	・家族で参加できるよう夕方から開催しています。
現状	・沐浴体験や絵本の読み聞かせなどを通じて、母性や父性を高める意識づ
	けを行っています。
	・初妊婦の約3~4割の方が参加されており、妊婦同士や保健師との顔つ
	なぎの場となっています。
	・今後も継続して実施します。
今後の方針	・妊婦同士の仲間は、妊娠中の不安を和らげ、子育て期にもつながるため、
	交流の促進を図ることが大切です。
目標	初妊婦の教室参加率 6割

■妊婦一般健康診査受診回数

現 状	・厚生労働省が望ましいと考える 13~14 回の健診を受診している妊婦の割合
	は約6割である一方、妊娠の届出が遅い方や、入院や早産の理由で健診回数
	が9回以下の方が約1割となっています。
今後の方針	・妊娠 11 週までの届出を勧め、健康管理について情報提供していきます。
	・必要に応じて、医療機関と連携を図り妊婦訪問を行います。
目 標	妊婦健診の受診回数が 13~14 回以上の妊婦の割合 8割

■乳児全戸訪問実施率

	・赤ちゃんが生まれた全家庭を対象に保健師による訪問指導を行っています。
現状	・地区担当保健師が訪問を行い、子どもの発育・発達、母親の体調、養育環境
	について把握するとともに、子育てや地域の子育てサービスの情報提供を行
	います。
	・引き続き地区担当保健師ができるだけ早い時期に訪問を行います。
今後の方針	・必要に応じて、医療機関、子育て支援センター、児童相談所と連携して見守
	りや支援を行います。
目 標	訪問実施率 100%

■周産期医療体制の整備

	・大田圏域内の周産期医療を検討する場として、県央保健所が年1回周産期医
	療検討会を開催しています。産婦人科医や小児科医のほか、母子保健に関わ
	るスタッフが圏域内の周産期についての情報交換と課題について検討を行
現状	っています。
	・県外医療機関は、連携体制が十分ではない状況です。
	・子どもを産み育てたいと望んでいる夫婦に対し、不妊治療の助成を行ってい
	ます。
今後の方針	・引き続き医療機関との連携のもと、安心して妊娠・出産できる体制の充実を
	図ります。
	・県外医療機関については、情報提供書を活用して連携を図ります。
	・不妊治療の助成を継続実施します。
目 標	周産期医療についての検討を行います。

(2) 子どもの健康の維持

■乳幼児健康診査精密検査受診率

現 状	・平成 25 年度実績では 4 か月健診 100%、1 歳 6 か月 98.7%、3 歳児健診 96.1%、
	4 歳児健診 93.3%となっています。
	・今後も精密検査の受診管理の徹底を行うことが必要であるとともに、精密検査
	は低年齢ほど受診率が高く 100%であるため、早期発見が重要です。
今後の方針	・今後も精密検査の受診勧奨を図ります。
	・発達面に関するフォローは4歳児健診が中心になっているため、1歳6か月児
	健診からの発達の状況把握の精度を上げ、早い段階からの支援へとつなげられ
	るよう取り組みを進めます。
目標	乳幼児健康診査、精密検査受診率 目標 全年齢 100%

■フッ素洗口の実施

現状	・保育所、小・中学校でフッ素洗口を実施しています。フッ化物の利用は集団の
	場で行っているため、ほぼ 100%の実施率となっています。
	・健康教育とあわせて継続実施することで、歯科保健の意識が向上し、むし歯予
	防の効果が出ています。
	・むし歯予防だけでなく食や生活を含めて保育所や学校と連携して子どもや家庭
	へ啓発を行っており、歯科についてはある程度の成果を上げています。
今後の方針	・今後も継続実施します。
	・あわせて町の歯科衛生士が全保育所、小中学校へ健康教育に出向き、むし歯予
	防の意識啓発を行います。
目標	フッ素洗口の実施率 現状 99.4%
	目標 100%

■3歳児健診1人平均のむし歯数

	・平成 25 年度実績では 0.32 本となっており、前年と比べてやや増加しています
現 状	が、目標値の1本以下を達成しており、県や大田圏域と比較しても少ないむし
	歯数となっています。
今後の方針	・今後もむし歯予防に向けた取り組みを推進します。
目 標	3歳児健診1人平均のむし歯数 目標 0.30本

■12歳児の1人平均のむし歯数

現状	・平成 25 年度実績では 0.27 本となっており、平成 17 年度 0.93 本から、年次的
	に減少しています。
	・目標値の2本以下も達成しており、県や大田圏域と比較しても少ないむし歯数
	となっています。
今後の方針	・今後もむし歯予防に向けた取り組みを推進します。
目標	12歳児の1人平均のむし歯数 目標 0.41本

(3) 家庭における子育ての支援

■地域子育て支援センター事業

現状	・瑞穂子育て支援センターが瑞穂・羽須美地域をカバーし、石見管内は、石見子 育て支援センターを中心に事業を実施しています。
今後の方針	・今後も事業を継続実施します。
目標	事業の継続実施

■子育て講座の実施

現 状	・瑞穂、石見の子育て支援センターを中心に、定期的な子育でサロンを開催しています。・社会福祉協議会においても独自に子育でサロンを開催しており、支援センター活動のフォローをしています。
今後の方針	・今後も子育てサロン等を継続実施します。
目 標	子育て支援センター、保育施設が実施している子育て講座を継続

■仕上げ磨きをする親の割合

現状	・幼児のいる家庭で仕上げ磨きを毎日している割合は、1歳6か月児で79.5%、3歳児で83.6%の状況です。
今後の方針	・むし歯予防に向けた家庭の役割として、食や生活習慣とあわせて啓発していきます。
目 標	90%

■朝食に野菜を食べている幼児の割合

	・平成 26 年度に実施した幼児の食・生活習慣アンケートの結果から、朝食に
現状	菓子パンを食べる子どもは3割弱となっており、野菜を含めたおかずを食べ
	ていない状況もみられます。
今後の方針	・関係機関と連携した食の啓発を行います。
目 標	60%

■学校保健委員会を開催している学校の割合

	・子どもたちの健康課題について、家庭をはじめ学校、地域が連携して取り組
現状	みを進めるために、学校保健委員会を開催している小中学校がありますが、
	全校実施には至っていません。
今後の方針	・家庭や学校、地域がそれぞれの役割を持って積極的な取り組みを行うために
	も、一緒に考える場を提供できるよう進めます。
目 標	100%

■母子保健検討会の開催

現状	・子どもの健康課題を専門機関で検討する場として年1回開催しています。
	・町内歯科医師、歯科衛生士、保育所、小中学校養護教諭、栄養教諭、保健師
	が集まり、歯科を切り口に食や生活習慣の取り組みを検討しています。
今後の方針	・引き続き開催します。
	・栄養指導連絡会等で詳細な取り組みを検討します。
目 標	年1回開催

■学校の分煙状況

現状	・敷地内禁煙になっていない小中学校は、11 校中6校です。
今後の方針	・子どもたちを煙草の煙にさらさないための環境整備を進めます。
目標	学校の敷地内禁煙 100%

■家庭教育に関する学習機会の充実

	・将来の隣人のための協働体制構築のため、「地域学校」設立に向けた研修会等
現 状	を実施しました。現在、モデル地区として3地域で実施しています。
	・親学プログラム等について保育所保護者会研修を中心に6回実施しています。
今後の方針	・今後も、講演会や講座等を通じて家庭での教育力の向上に向けた学習機会の充
7 12 73 = 1	実を図ります。
目標	家庭教育学級・講座の開催(公民館単位で年1回以上)
	小中学校PTAとの共催による講演会・学習会の開催(年3回3会場)

■ブックスタート事業

	・乳幼児期からの読み語りは、親子のコミュニケーションを豊かにし、子どもが
現状	愛されていることを感じ、健全な成長を促すことにつながります。また、本の
	読み語りを進めることにより、図書館の利用促進に結びつけています。
今後の方針	・今後も、親子のコミュニケーションが図られ、子どもの健全な成長を促すこと
7 12 - 7 7 5 2 1	ができるよう、ブックスタート事業を実施します。
目 標	4か月健診時、1歳6か月健診時、3歳児健診時の各時期に実施します。

(4) 仕事と子育ての両立支援の充実

■就職相談会の実施

現状	・邑南町無料職業紹介所の出張相談を実施しています。 ・母子家庭等就業相談で県母子寡婦福祉連合会の就業相談員とともに対応しています。	
今後の方針	・今後も、邑南町無料職業紹介所と連携し、出張相談を実施します。	
目標	ハローワークと連携し6回	
	就職相談員との連携を保ち、情報収集に努めます。	

■男女別育児休業取得率

現状	・育児休業取得率について、町内企業に調査を依頼し、集計した結果、平成 25
	年の取得率は男性が 0%、女性が 100%となっています。
	・女性の育児休業取得率は100%で目標を達成していますが、男性においては取
今後の方針	得が無い状況であり、企業に対し、育児休業取得に向けて国や県等の制度の周
	知を図ります。
目 標	男性 10% 女性 100%

■一般事業主行動計画策定の呼びかけ

		・一般事業主行動計画策定については、従業員 100 人以下の一般事業主への呼び
現	状	かけは現在実施していない状況であり、今後広報等を通じて策定を呼びかけて
		いく必要があります。
今後の方	針	広報等を通じて一般事業主行動計画の策定を呼びかけていきます。
目	標	従業員 100 人以下の一般事業主へ広報等により計画の策定を呼びかけます。

3 子どもがすくすく育つまちづくり

(1) 生きる力を育む環境づくり

■地域子ども教室の推進

現状	・地域での生活の「知恵」を習得するため、体験活動を中心に各公民館で実施しています。
今後の方針	・今後も公民館と連携し、体験活動等を通じて、地域での生活の「知恵」が習得できる環境づくりに努めます。
目標	月に1回 公民館と連携し、子どもの居場所づくりに努めます。

■ふるさと学習の推進

	・地域の素材を使い、子どもたちの年代に応じて、発展性、系統性を意識した取
現 状	り組みを実施しています。また、学校教育との連携により「補完、発展、繋が
	り」に努めています。
A 44 A + AI	・今後も子どもたちの年代に応じたふるさと学習を進めるとともに、各公民館や
今後の方針	小中学校と連携し、取り組みます。
目標	各公民館及び小中学校が連携した総合学習の取り組みを小中学校 11 校で実施し
	ます。

(2) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

■スクールカウンセラーの配置

	・スクールカウンセラーを各中学校に1名ずつ3名を配置し、瑞穂小学校に1名
	配置しています。瑞穂地域の小学校は瑞穂小学校に配置しているスクールカウ
	ンセラーで対応しており、未配置の小学校においては、該当校区の中学校から
	派遣し、小学校からの個別の事案に対応しています。
	・中学校単位でスクールカウンセラーを配置し、不安や問題を抱える子どもや保
4L, PT	護者に対し、相談を実施しています。また、集団づくり、コミュニケーション
現状	スキルなどの授業も行っています。さらに、時間内で、必要に応じて小学校に
	対して派遣を行っています
	・スクールカウンセラーは、児童生徒・保護者のカウンセリングや個別の研修会
	の講師として各学校で活用されています。
	・在学中の児童生徒や卒業した生徒のケース会議に参加し、支援について協議し
	ています。
▲然の士&I	・本事業は県の事業ではありますが、引き続き事業の実施に向けて県に要望をし
今後の方針	ていきます。
	各中学校へ3名のスクールカウンセラー配置
目標	1小学校へ1名のスクールカウンセラー配置

■コーディネート機能の整備

	・小中学校特別支援コーディネーター研修会	会を年1回、町内小中学校支援員研修
	会を年1回開催し、情報共有・意見交換る	を図りました。
TB 41.	・支援本部会議において必要に応じて個別々	ケースの検討会を開催しています。
現状	・支援本部実務者会が中心となって総会や各	役割での研修会などを重ねてきたこ
	とや、児童生徒への支援会議を開催し情報	を共有することにより連携は深まっ
	てきています。	
今後の方針	・町内の特別支援教育体制の連携をさらに深	めるために今後も引き続き相談支援
	ネットワークの総会や研修会を開催し、忄	青報の共有と情報交換を図ります。
	対処事案には役場庁舎内の支援本部関係。	果で連携して取り組みます。
	特別支援連携協議会総会	年1回
	特別支援連携協議会研修会	年1回
目標	小中学校特別支援コーディネーター研修会	年1回
	町内小中学校支援員研修会	年1回
	支援本部会議	必要に応じて随時

■児童虐待防止ネットワークの活動強化

	・心理判定員の設置はない状況ですが、福祉課、保健課、学校教育課、児童相談
TE 445	所の協力体制により早期対応ができています。
現状	・担当職員が研修を受講し、児童福祉司任用資格を取得しています。(有資格者
	3名)
今後の方針	・今後も担当職員が研修を受講し、児童福祉司任用資格を取得するよう努めると
	ともに、各担当課が連携を図り、早期対応できる体制を整えます。
目 標	年1回以上の研修会を開催

(3) 食育活動の展開

■邑南町食育推進計画

現状	・食の推進委員の研修等を通じて、委員の考えや意見等を反映し、料理教室等で
	広めることができています。
今後の方針	・今後も研修等を通じて、食育関連の情報の共有を図り、料理教室等で周知でき
	るよう取り組みます。
目 標	年1回以上の研修会を開催

(4) 次代を担う子どもの育成

■人権・同和教育学習会の開催

	・邑南町人権同和教育推進協議会に、町内 11 校の校長及びPTA会長も会員と
	して、年3回行う研修会への参加を呼びかけ、併せてPTA研修会の実施、職
現状	員研修会の実施の働きかけを行っています。
現状	・平成24年度においては、PTA研修会の開催回数は9校で9回開催され前年
	度対比で微増しています。学校教職員研修会は各学校単位で複数回、その他町
	教育研究会の研修が開催されています。
人後の士 和	・教職員の研修受講機会については充実しており、今後も引き続き人権同和教育
今後の方針	の取り組みについて、積極的に働きかけていきます。
目標	人権・同和教育推進協議会と各小学校PTA等との連携により小中学校 11 校で
	年1回以上実施します。

■小・中学生及び高校生と乳幼児の交流活動

現状	・各校で調整しながら状況に応じて保育所訪問を実施し、幼児との交流会を計
- 九	画・実施しています。
今後の方針	・今後も入学体験や職場体験として継続して実施します。
目標	年間に各小学校で1回程度、各中学校で1回程度

■邑南町性教育カリキュラムの作成

	・成長段階に応じた性教育総合計画を策定し、小学校から中学校までの一貫した
	性教育に取り組んでいます。
	・中学2・3年生を対象に、医療・教育分野の専門家を講師に招き、「性・命・
現 状	人権教育講演会」を開催しています。講演会を通じて、エイズをはじめ性に対
	する誤った情報、認識等の共通理解を図っています。思春期の性の問題につい
	ての講演であるため生徒の関心も高く、授業と講演会の相乗効果もあり継続し
	ていくことの必要性を感じています。
今後の方針	・今後も保健課、各中学校と連携し、継続して実施します。
目 標	年に1回の全体講演会を実施

第6章 事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項においては、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を定めることとしています。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を設定する必要があるとされています。

本町では、保育所等の配置状況や子どもの人数等を勘案し、町全域を1区域として設定 します。

2 保育認定

子ども・子育て支援法では、子どもの保育の必要性や年齢により、1 号~3 号の3 段階に分けて、保育認定を行うこととなっています。

保育認定段階	年齢区分	保育の必要性	備考			
1号	3~5歳	保育の必要がない子ども	幼稚園・認定こども園を利用で			
1 7	3、0分成	休月の必安かないするも	きる家庭			
			保育所・認定こども園を利用で			
	3~5歳		きるが、幼稚園を利用、希望す			
2 号			る家庭			
		保育が必要な子ども	保育所・認定こども園を利用で			
			きる家庭			
3号	0~2歳		保育所・認定こども園を利用で			
3 F			きる家庭			

3 幼児期の学校教育・保育

(1) 1号認定(認定こども園・幼稚園)

(単位:人)

実績値		見込値				
(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
0	0	5	4	4	4	4
_	Ι	5	5	55	55	5
			(H25) (H26) H27 0 0 5	(H25) (H26) H27 H28 0 0 5 4	(H25) (H26) H27 H28 H29 0 0 5 4 4	(H25) (H26) H27 H28 H29 H30 0 0 5 4 4 4

対象年齢	3~5歳
確保方策について	■幼稚園の利用希望は少数であり、本町には幼稚園がないため、1号認定は保育所で対応する。保育所においては、入所児童が定員数を満たしていないため、量の見込みについても現状維持で対応可能である。

(2) 2号認定(認定こども園及び保育所)

(単位:人)

	実約	責値					
	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	228	238	167	156	159	152	150
確保方策 (特定教育・保育施設)	ı	ı	287	287	287	287	287

対象年齢	3~5歳
確保方策について	■2号認定(認定こども園及び保育所)は保育所で対応する。保育所に おいては、入所児童が定員数を満たしていないため、量の見込みにつ いても現状維持で対応可能である。
備考	実績値は、3~5歳の保育所の入所児童数

(3) 3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育)

(単位:人)

								(中位:人)		
		実統	責値	見込値						
		(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31		
量の見込み		124	121	116	115	111	109	106		
(特定教育・	0 歳	_	_	33	33	33	33	33		
	1.2 歳		_	95	95	95	95	95		

対象年齢	0~2歳
確保方策について	■3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育)は保育所で対応 する。保育所においては、入所児童数が定員数を満たしていないた め、量の見込みについても現状維持で対応可能である。
備考	実績値は、0~2歳児の保育所の入所児童数

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

	実績値		見込値				
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
必要数	-		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1か所
確保方策	1	1	1か所	1か所	1か所	1 か所	1か所

確保方策について

■子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携・調整を実施する事業です。

現状は該当事業を行っていませんが、平成 27 年度で利用者支援事業の実施のための、専門的な相談員の配置を検討します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

(単位:人回)

						\ -I	· 14 · 八日 /
	実統	責値					
	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	138	173	174	174	175	175	176
確保方策	_		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

対象年齢	0~5歳
確保方策について	■東保育所、東光保育園の2か所で子育て支援センターとして実施して います。現状の2か所で対応可能であり、今後も内容の充実に努めま す。

(3) 妊婦健康診査

		実績値		見込値					
		(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31	
必要数	対象人数(人)	59	72	59	58	56	55	53	
	健診回数(回)	16	16	16	16	16	16	16	
	実施数(人回)	784	875	944	928	896	880	848	

	実施場所	_	_	町と委託契約を締結した医療機関
確保方策	実施体制	_	_	妊婦が、妊婦健康診査受診票を医療機関に提出し、妊婦健康診査を実施します(妊婦健康診査受診票は、本町で交付されます)。1人あたり16回分の受診票が交付されます。
中	検査項目 -		_	厚生労働省が示す妊婦健康診査の標準的な"妊 婦健診"の例のとおり
	実施時期	_	_	受診票の有効期限は、交付の日から出産の日まで。

確保方策について
■継続して実施します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

(単位:人)

	実績値		見込値					
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31	
必要数	65	62	59	58	56	55	53	

確	実施場所	_	_	乳児のいる家庭
唯保方策	実施時期	-	_	生後4か月まで
來	委託団体等	_	_	町保健師で対応

確保方策について
■継続して実施します。

(5)養育支援訪問事業等

(単位:人)

	実績値		見込値					
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31	
必要数	4	5	5	5	5	5	5	

T-d-	実施場所	_	_	養育支援が特に必要な家庭
確保方策	実施時期	_	_	産前、産後で育児が困難な妊産婦に保健師が訪 問
*	委託団体等	_	_	町保健師で対応

確保方策について■継続して実施します。

(6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

(単位:人日)

						\+	四:人口)		
	実統	責値		見込値					
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31		
量の見込み	ı		0	0	0	0	0		
			_						
確保方策	1	1	0	0	0	0	0		

対象年齢	0~5歳
確保方策について	■保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等、児童養護施設等で一定期間児童を養育・保護を行うことによりその児童及びその家庭の福祉の向上を図るものです。現状は実施していませんが、ニーズの動向をみながら今後実施を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)

【小学校低学年・高学年合計】

(単位:人日)

				\+	1位:人日)				
	実統	実績値		見込値					
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31		
量の見込み	0	0	0	0	0	0	0		
確保方策	1	1	0	0	0	0	0		

対象年齢	小学生児童
確保方策について	■ファミリー・サポート・センター(地域において子どもの預かりの援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる会員組織)は、現状は実施していませんが、ニーズの動向をみながら、今後実施を検討します。

(8) - A 一時預かり事業

(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)

(単位:人日)

		実績値		見込値					
		(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31	
量	1 号認定利用		_	0	0	0	0	0	
量の見込み	2号認定利用	_	_	0	0	0	0	0	
み	1号、2号合計	0	0	0	0	0	0	0	

確保方策	_	_	0	0	0	0	0
------	---	---	---	---	---	---	---

対象年齢	3~5歳
確保方策について	■本町には幼稚園がないため、一時預かり事業(幼稚園における在園 児を対象とした一時預かり)の見込値はありません。

(8) -B 一時預かり事業

(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外)

(単位:人日)

実績値		見込値					
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	97	141	216	207	206	199	195

確保方策		_	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
------	--	---	-------	-------	-------	-------	-------

対象年齢	0~5歳
確保方策について	■平成23年度の実績が223人となっており、量の見込みについては現状の体制で対応可能。

(9) 時間外保育事業(延長保育)

(単位:人)

	実統	実績値		見込値			
	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1,077	845	824	803	783	763	744

確保方策	_	_	824	803	783	763	744
------	---	---	-----	-----	-----	-----	-----

対象年齢	0~5歳
確保方策について	■平成 23 年度の実績が 1,219 人となっており、量の見込みについては 現状の体制で対応可能。

(10) 病児保育事業

(ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業])

(単位:人日)

			_			(半	1世:人口)
	実終	責値					
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	320	420	145	140	139	134	131
			_				
確保方策	_		1,750	1,750	1,750	1,750	1,750

対象年齢	0~5歳
確保方策について	■現状維持で対応可能であり、内容の充実に努めます。

(11) 放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)

(単位:人)

							(+ \(\mu\))		
	実績値			見込値					
	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31		
量の見込み(低学年)	4.0.0	107	132	134	118	113	106		
量の見込み(高学年)	162	137	76	72	72	73	75		

確保方策	_	_	210	210	210	210	210	
------	---	---	-----	-----	-----	-----	-----	--

対象年齢	小学生全学年児童
確保方策について	■現状維持で対応可能であり、内容の充実に努めます。

第7章 日本一の子育で村基本構想

1 構想の考え方

全国的に少子高齢化が急速に進む中、子育てにおける不安や孤立感に悩む保護者の増加、 家庭や地域の養育力の低下、子どもの育ちの保障の充実など、様々な課題への対応が求め られています。また、本町においては、地理的な背景として豪雪地域であることや医療・ 保健・福祉などの専門機関が少ないといったことに加えて、全国平均よりも少子高齢化が 進み、人口が減少しており過疎化も進行しています。このような状況の中、特に子どもへ の支援、子育て家庭への支援に重点を置き、町民、地域、行政が一体となって「地域で子 育て」をキーワードに事業を展開し、子育てに関して目の行き届いた施策を実施すること で、子育て不安の軽減や子どもたちの健康づくり、そして子育て世代の定住へとつなげて いけるよう「日本一の子育て村基本構想」を策定しました。

この基本構想を通じて、本町に住むすべての人が「子育てするなら邑南町で」と思えるような、安心して子育てができる環境づくりを進めていきます。

2 構想の目標

本町の人口は、平成 22 年では 11,859 人となっており、 0 歳から 18 歳人口は 1,660 人となっています。

本構想における子育でに関する総合的な支援を通じて、若者をはじめとした定住促進により人口の減少を抑えるとともに、さらに住みやすい環境づくりに向けた各種事業を展開することで、0歳から18歳の人口の増加をめざします。

具体的には平成 22 年における 0 歳から 18 歳人口の 1,660 人を平成 33 年には 1,800 人に 増やすことを目標とします。



3 具体的な取り組み

(1) 医療

支援策	内容	担当課
身近で安心な医療	・常勤の産婦人科医、小児科医により、身近で安	
体制(公立邑智病	心できる医療体制を確立します。	
院)		
ドクターへリによ	・高度な医療機器を搭載したヘリに、医師や看護	
る緊急搬送	師が同乗し、傷病者の生存率の向上に努めます。	
24 時間救急受付	・邑智病院において、365 日、24 時間救急受付を	保健課
(365 日)	行います。	不使床
邑智病院と民間病	・おおなん元気ネットを活用した医療サービスを	
院や町立診療所と	提供します。	
の連携	※「おおなん元気ネット」	
	会員カードにより、町民のみなさんの健康づ	
	くりをサポートするシステムです。	

(2) 保健

支援策	内容	担当課
子ども医療費の無	・保険適応分の医療費を無料(0歳~中学校卒業	
料化	まで)とします。	
一般不妊治療費助	・1 年間につき、上限 15 万円を 3 年間助成します。	
成		/只 <i>位</i> 卦====================================
予防歯科費用助成	・フッ素塗布(2歳~3歳6か月)、フッ素洗口(2	保健課
	歳児~中学生)の費用の全額を助成します。	
妊婦一般健康診断	・妊婦健診について、国が定める検査項目につい	
受診票交付	て全額助成します。(16 回無料)	
ワクチン予防接種	・ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸	
費用全額助成	がん予防ワクチン接種費用を無料とします。	保健課
妊婦歯科検診費用	・妊婦(5~7か月)を対象に妊婦歯科検診費用	水陡床
助成	を全額助成します。	

(3)福祉

支援策	内容	担当課
保育料負担軽減	・2人目以降は全額無料とします。	
病児事業(いわみ	・病中又は病気の回復期に、付設された専用スペ	
西保育所、邑智病	ースで保育や看護ケアを行います。	
院、三上医院)		
延長保育事業(全	・保育所の開所時間を超えて保育を行います。(18	
保育所)	時 45 分又は 19 時 30 分までです。)	
一時預かり保育事	・保護者のパート勤務や病気、育児疲れの解消な	
業(東光保育園、	どに対応するため、一時的に保育所で子どもを	
いわみ西保育所)	預かります。	
障がい児保育事業	・心身に障がいをお持ちのお子さんを保育所で保	
(全保育所)	育します。	
子育て支援手当等	・遺児育成特別手当	福祉課
の充実	遺児を養育している人に、手当を支給しま	1田1111日本
	す。	
	・母子家庭等入学就職支度金	
	ひとり親家庭などの児童が入学または就職	
	する時に支度金を支給します。	
	・ひとり親家庭医療費助成	
	県の福祉医療費助成制度の対象外となった	
	ひとり親家庭の児童の医療費を助成します。	
放課後児童クラブ	・放課後に児童を預かります。(減免制度もありま	
	す。)	
子育て支援センタ	・在宅乳幼児の支援をします。	
一事業		

(4) 就労

支援策	内容	担当課
新規就農支援	・研修制度やハウスのレンタル制度で、新規就農農材	
	者を支援します。	72 TI 300 X 10 K
無料職業紹介所設	・町内の求人情報やハローワーク、近隣市町の情	
置	報を提供し、求人、求職の相談、紹介を行いま	商工観光課
	す。	
農業法人の設立	・農業経営を法人化することによって、後継者の	
	確保と経営の改善を図ります。	曲十十二日三田
UI ターン技能習得	・新しいスタイルの農業技術が習得できる事業を	農林振興課
事業	行います。	
起業家支援事業	・町内で新規に起業する人に対し、県や町の各種	
	助成制度の情報提供やサポートを行います。	
誘致企業(8社)	・町内進出企業8社の工場見学や異業種交流など	
	を積極的に展開しながら、雇用環境の整備に努	
	めます。	去一组业部
社会福祉法人	・おおなん福祉会、瑞穂福祉会、邑南町社会福祉	商工観光課
	協議会、石見さくら会などの就労施設において	
	就労支援を行います。	
公立邑智病院	・公立邑智病院において、医療関係者を募集しま	
	す。	

(5) 結婚

支援策	内容	担当課
出会い、結婚のサ	・出会いの場の提供を支援します。	定住促進課
ポーター		7C 27C 2

(6) 定住支援

支援策	内容	担当課	
定住相談、定住後	・定住支援コーディネーターを配置し、定住相談	空 及 伊 准 钿	
のフォロー充実	や定住後のフォローを実施します。	定住促進課	

(7)教育

支援策	内容	担当課
医師・医療福祉従	・町内の医療福祉施設で業務に従事する意志のあ	
事者奨学金貸与制	る人材確保のための学資援助をします。	
度	・貸与月額は、高専・専門学校・短大で5~6万	保健課
	円、大学で6~8万円、大学・大学院(医学・	
	歯学・薬学) で 15~20 万円となります。	
農林業後継者育成	・町内の農業を担う後継者の就学支援をします。	農林振興課
基金(奨学金)		辰怀派典昧
奨学金貸与(高・	・向学心を持ちながら経済的理由によって就学が	
大学等)	困難な人に奨学支援をします。	
学習支援員等の配	・低学年複式学級の支援や一斉指導では学習や学	
置(笑顔キラキラ	校生活が困難な児童生徒の支援のために支援員	
事業)	を配置します。	
夢響き合い塾	・中学生を対象に農林業、医療関係の授業を通じ	
	て、自らの将来の仕事を見つめる機会を提供し	
	ます。	
全学校へ学校図書	・小・中学校の学校図書室に司書等を配置して学	学校教育課
館司書の配置	習支援を行います。	
要保護・準要保護	・経済的理由により就学困難と認められる児童生	
家庭への援助	徒の保護者に対し、義務教育の円滑な実施のた	
	め必要な援助を行います。	
特別支援教育就学	・特別支援学級に通う児童生徒の保護者へ経済的	
奨励	支援をします。	
学びあい型授業づ	・子ども同士の学びあいの授業を推進します。	
< 9		
小児生活習慣病予	・小学校5年、中学校2年の児童生徒(希望者)	
防健診	を対象とし、小児生活習慣病予防の観点から血	
	液検査による検査を実施します。	
教育支援センター	・不登校及び不登校傾向にある児童生徒の集団生	
設置	活への適応等の相談及び適応指導を行うことに	学校教育課
(適応指導教室)	より、社会的自立をめざします。	
子ども安全センタ	・子どもの安全対策等を推進するため、通学路の	
一事業	点検、登下校時の安全管理や青色回転灯車によ	
	る自主防犯パトロールを実施します。	

支援策	内容	担当課
ふるさとまるごと	・地域のお宝発見、お宝の整備、地域人材の育成	
博物館	等を行います。	
学校支援地域本部	・学校と地域が連携し、多様な形態のボランティ	
事業	ア活動により学校を支援します。(学校の応援	
	団)	
食育推進	・「生きる力は食卓から」を合い言葉に、邑南町食	
	育推進計画に基づき、関係機関と連携し食育の	
	推進を図ります。	
放課後子ども教室	・公民館や地域ボランティアと連携し、体験活動	
推進事業	等を通して子どもの生きる力を育成します。	
スポーツ少年団の	・スポーツを通じて青少年の健全育成を図るため、	
育成	各種支援を行います。	
子ども会育成会の	・育成会のニーズに応じた研修会の開催や学習機	生涯学習課
支援	会の提供等で支援を図ります。	
子育て支援、家庭	・子育てサークル、親などを対象とした家庭教育	
教育支援	に関する学習機会を提供します。	
ふるまい向上プロ	・礼儀作法や基本的な生活習慣を身につけ、社会	
ジェクト	的な規範意識を高めることで「基本的生活習慣」	
	の定着を促します。	
ブックスタート事	・0歳児、1歳6か月児、3歳児に本をプレゼン	
業	トします。よい絵本との出会い、親子での読書	
	活動の推進を図ります。	
子ども読書活動の	・子どもたちが読書を通して生きる喜びや命の大	
推進	切さを感じ取り、人生を豊かにできるような環	
	境づくりと健やかな成長を支援します。	
ふるさと教育推進	・学校と地域社会が連携し、ふるさとの「ひと・	学校教育課
事業	もの・こと」を活かした体験学習を実施します。	生涯学習課
矢上高校振興	・高校の教育活動 (寮費、バス運賃の助成など)	
	を支援します。	李 臣/
町立研修施設の整	・人材育成のための研修施設を整備します。	定住促進課
備		

(8) 生活環境

支援策	内容	担当課	
ケーブル TV の活	・子育てに必要な情報番組をケーブルTVで紹介 情報推済		
用事業	します。	用和胜些主	
住宅改修等補助事	・3世代で同居する場合や65歳以上の多い対象集		
業	落に新たに住む場合、住宅改修等を助成します。		
	(上限あり)		
空き家改修補助事	・UI ターン者が空き家に入居するときに、改修に	定住促進課	
業	要する経費の半分を補助します。(上限あり)		
空き家情報活用事	・空き家のデータベース化を行い、案内をします。		
業			
定住促進飲用井戸	・簡易水道の給水区域外で飲用井戸等を設置する	水道課	
等設置事業	ときに、経費の半分を補助します。(上限あり)	小 但麻	
公営住宅整備	・若年層の定住支援を目的とした賃貸住宅の供給	建設課	
	をします。		
上下水道整備	・上水道整備率 95%、下水道整備率 90%をめざし、	水道課	
	住み良い生活環境の整備を推進します。		
スクールバス運行	・小・中学生の通学を無料にします。	学校教育課	
事業		子仪教育硃	
生活交通確保対策	・通学、通勤、買物、通院に必要なバス体系を整	定住促進課	
事業	備することで生活の利便性を高めます。	足压促连床	
生活道路整備	・生活道の計画的な改良を促進します。	建立心理	
歩道の整備	・通行量の多い道路の歩道を整備します。	建設課	
高速インターネッ	・町内どこでも高速インターネット環境に接続で		
ト環境整備	きます。		
IP 電話による町内	「内・ケーブル TV 加入により IP 電話が使用できます。 町内なら加入者同士無料で通話できます。 情報		
通話料無料			
携帯電話環境	・町内の9割以上の集落で通話可能です。今後も		
	エリア拡大を推進します。		

第8章 計画の推進にあたって

1 町民が一体となった推進体制の確立

計画の推進にあたっては、様々な分野での関わりが必要なことから、行政、企業、学校、住民、NPOその他の関係団体が一体となって取り組みを進めることが必要です。そのため、関係団体で構成される児童福祉審議会・子育て支援ネットワーク・青少年育成町民会議を中心に計画の推進を図ります。

2 フォローアップと見直し

計画を着実に推進するため、「児童福祉審議会」において、計画に基づく各施策・事業の 実施状況を年度ごとに整理し、点検・評価を行います。

また、児童福祉審議会や子育て支援ネットワークにおいて、計画の進捗状況について確認・検討し、計画の見直し時に反映します。

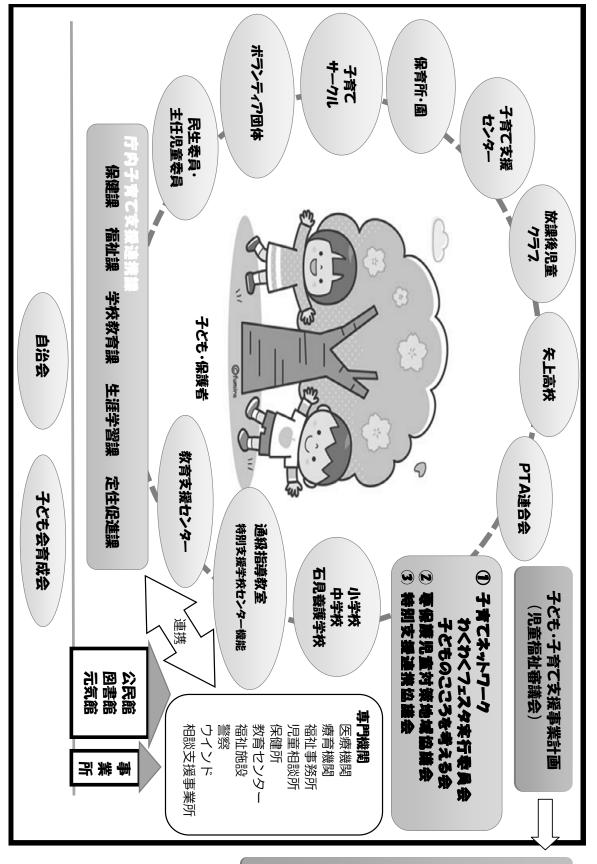
3 計画内容や進捗状況の周知

町広報紙や町ホームページなどの多様な媒体を活用し、本計画の内容や進捗状況などの 情報を公開し、広く住民に周知するとともに意見を募ります。

4 国・県との連携

子どもや子育て家庭を取り巻く環境や情勢の変化に適切に対応しながら支援を進めていくため、国・県や近隣自治体と広域的な課題や共通する課題に適切に対応できるよう連携を図ります。また、国、県と町の間で適切な役割分担を図りながら、密接な情報交換に基づき、一体となった子ども・子育て支援の取り組みを進め、計画の着実な推進を図ります。

あったか子育ての町おおなん 支援ネットワーク



日本一の子育て村構想(日本一の子育て村推進本部)

資料編

1 アンケート調査結果の概要

(1)調査の目的

本計画を策定するにあたって、町民の子育てに関する生活実態や意見・要望を確実に 把握するために実施しました。

(2)調査設計

調査地域 : 邑南町

調査対象者 : 平成 25 年 10 月 1 日現在、邑南町に住んでいる就学前児童・小

学生の子どもを持つ全世帯の皆様

対象数 : 就学前 339 人 小学生 362 人

調査期間 : 平成 25 年 12 月 13 日~平成 26 年 1 月 6 日まで

調査方法: 各保育所・小学校を通じて配布し、郵送で回収(一部郵送)

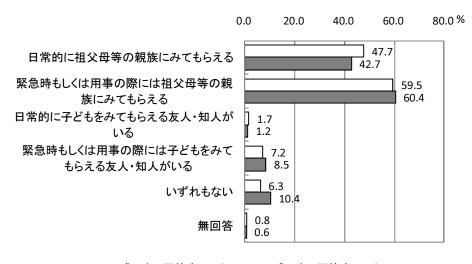
(3)回収結果

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査票	339 票	164 票	48. 4%
小学校児童用調査票	362 票	216 票	59. 7%
合計	701 票	380 票	54. 2%

(4) 主な調査結果

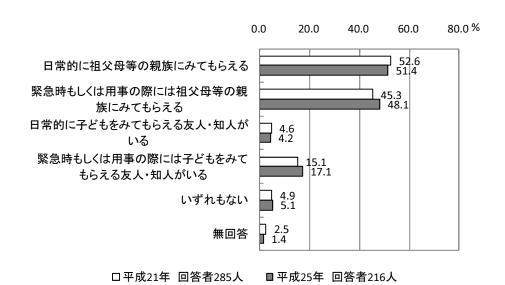
問 日ごろ、あて名のお子さんをみてもらえる親族や知人はいますか。 (あてはまるもの すべてに〇)

就学前



□平成21年 回答者237人 ■平成25年 回答者164人

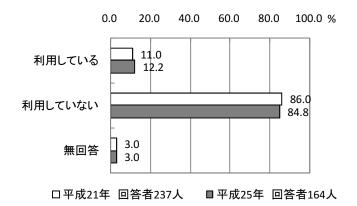
小学校



94

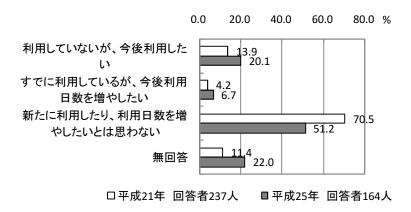
問 あて名のお子さんは、現在、子育て支援センターを利用していますか。(Oは1つ)

就学前



問 子育て支援センターについて、今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、利用していて、利用日数を増やしたいと思いますか。(〇は1つ)

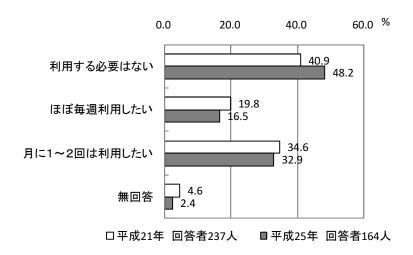
就学前



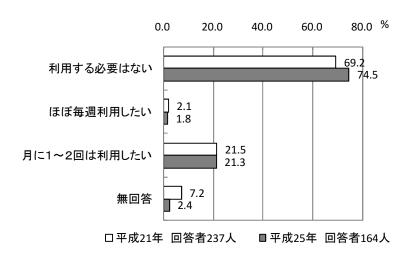
問 あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、保育サービスなど(一時的な利用は除きます)の利用希望がありますか。(〇は1つ)

就学前

◆土曜日



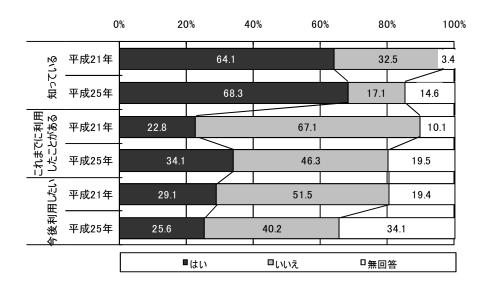
◆日曜・祝日



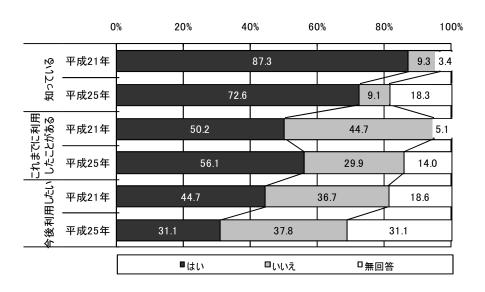
問 これまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものをお答えください。 (それぞれ1つにO)

就学前

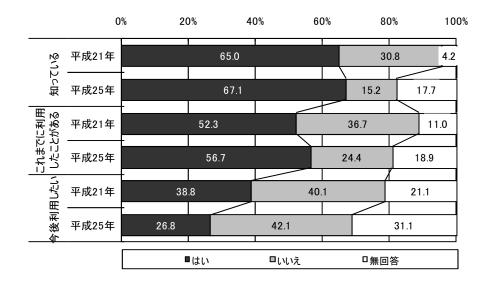
①両親学級



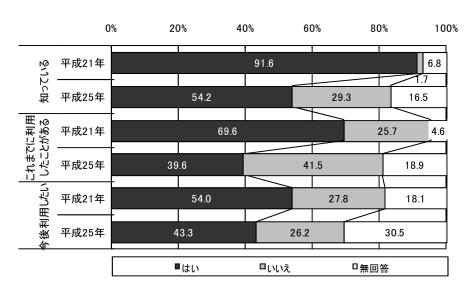
②離乳食教室



③赤ちゃん訪問



④保育園の園庭開放



問 子育てに関して不安感や負担などは感じられますか。(〇は1つ)

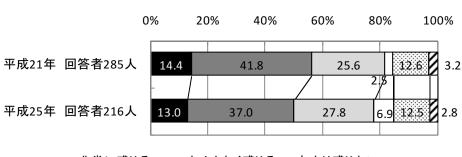
就学前



■非常に感じる □なんとなく感じる □あまり感じない

□全く感じない □なんともいえない □無回答

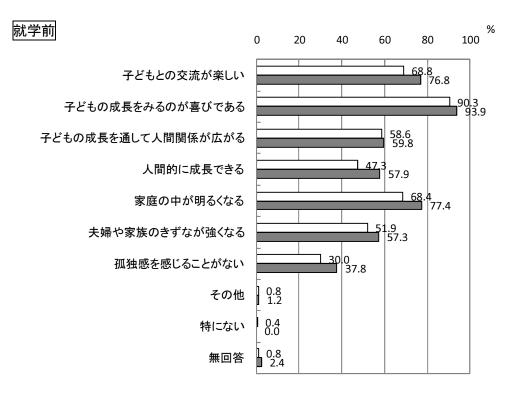
小学校



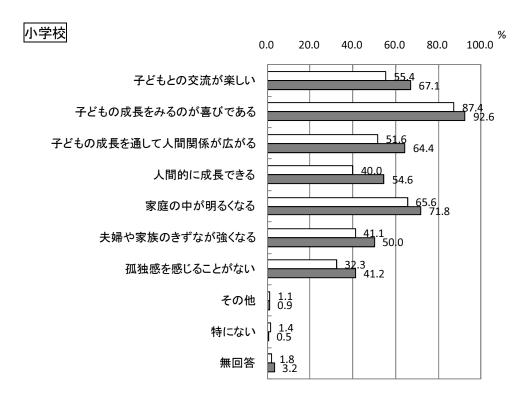
■非常に感じる ■なんとなく感じる □あまり感じない

□全く感じない □なんともいえない □無回答

問 子育てをしていて良かったことや喜びを感じたことはありますか。 (あてはまるものすべてにO)



□平成21年 回答者237人 ■平成25年 回答者164人

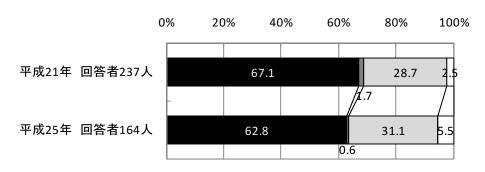


□平成21年 回答者285人 ■平成25年 回答者216人

問 あなたの気持ちに近いのはどれですか。(それぞれ1つに〇)

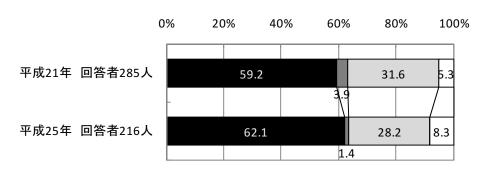
①子育ては楽しいですか。

就学前



■楽しい時の方が多い ■楽しくない時の方が多い □半々くらい □無回答

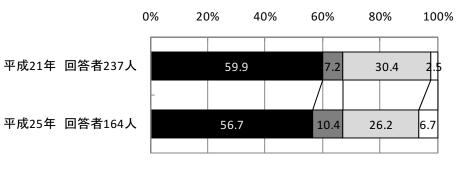
小学校



■楽しい時の方が多い ■楽しくない時の方が多い □半々くらい □無回答

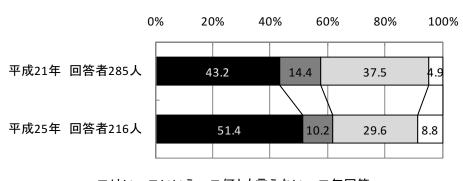
②ゆっくりとした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか。

就学前



■はい ■いいえ □何とも言えない □無回答

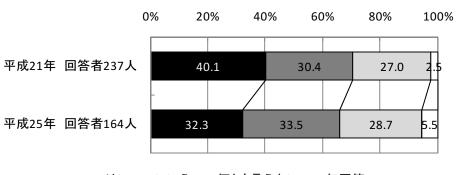
小学校



■はい ■いいえ □何とも言えない □無回答

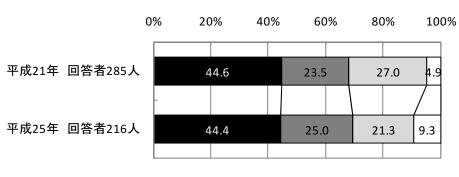
③自分のために使える時間を持てますか。

就学前



■はい ■いいえ □何とも言えない □無回答

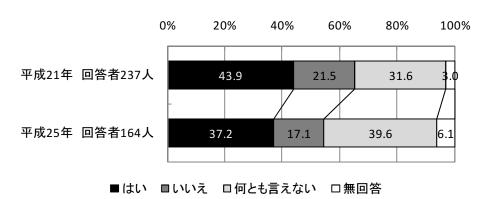
小学校



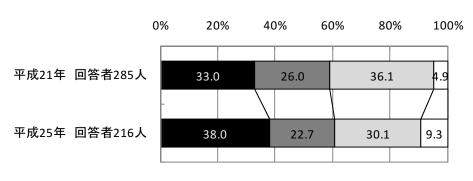
■はい ■いいえ □何とも言えない □無回答

④子育てに自信が持てないことがありますか。

就学前

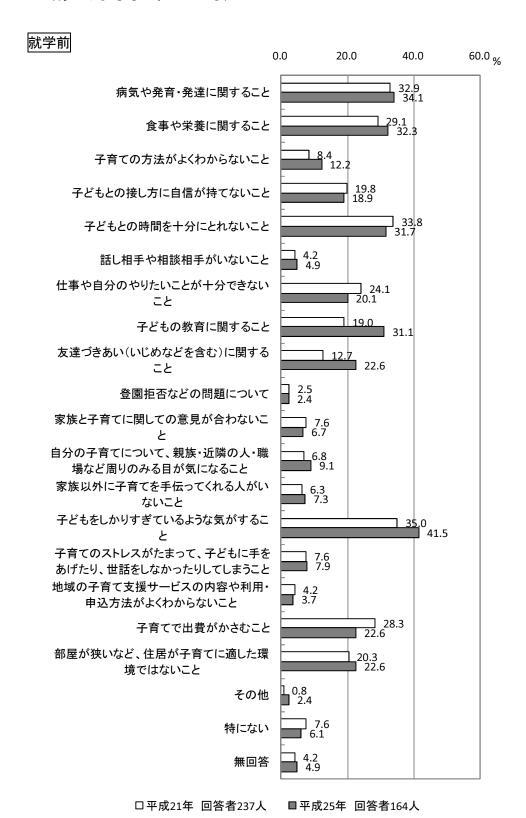


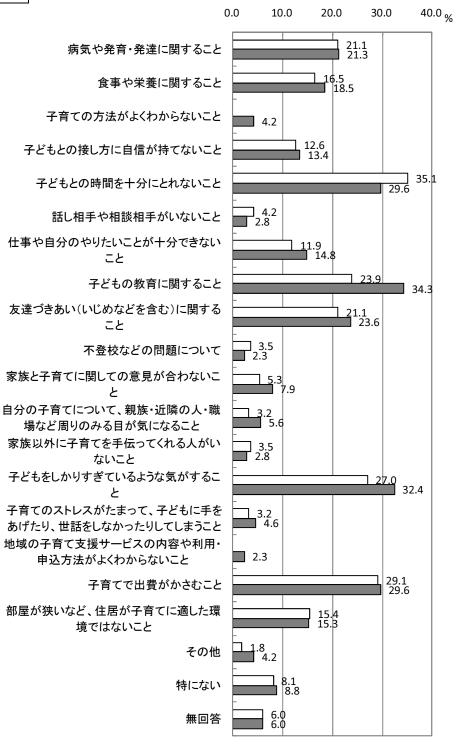
小学校



■はい ■いいえ □何とも言えない □無回答

問 子育てに関して、悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。 (あてはまるものすべてにO)

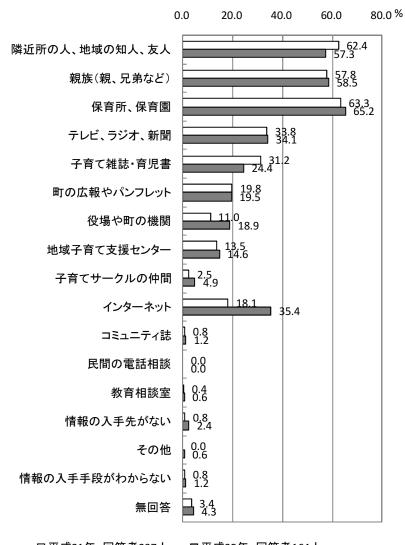




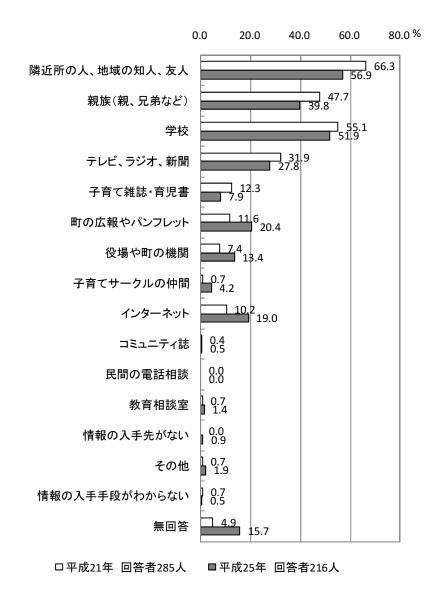
□平成21年 回答者285人 ■平成25年 回答者216人

問 子育てに関する情報をどのように入手していますか。(あてはまるものすべてにO)

就学前

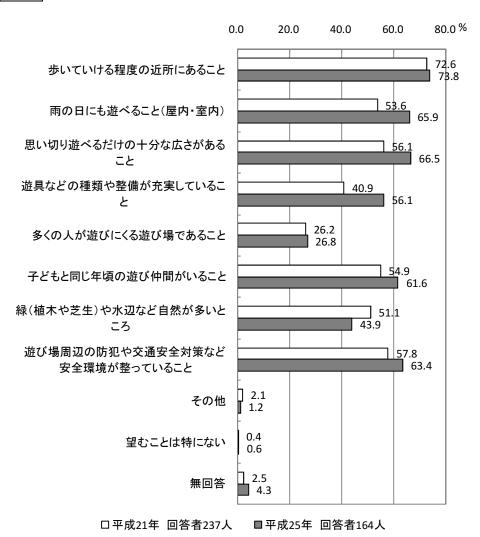


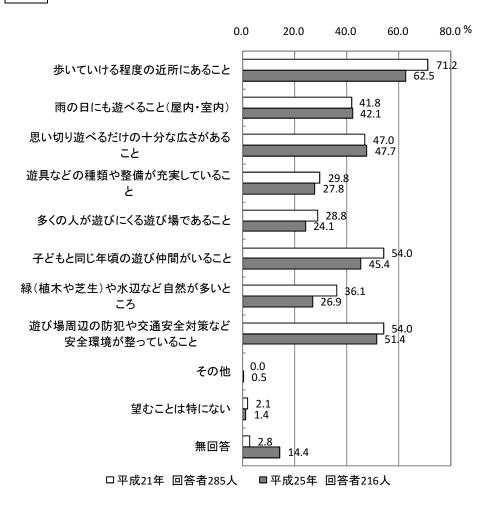
□平成21年 回答者237人 ■平成25年 回答者164人



問 あなたが、子どもの遊び場について望ましいと思うことは何ですか。 (あてはまるものすべてにO)

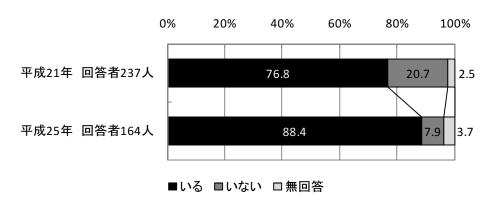
就学前





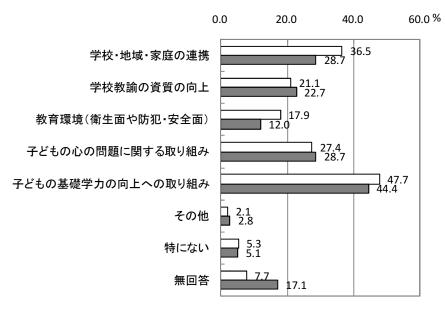
問 お子さんの病気や救急医療についておたずねします。お子さんのかかりつけ医がありますか。(Oは1つ)

就学前



問 現在の学校教育の体制について、今後特に強化を望まれるものはどれですか。 (Oは 2つまで)

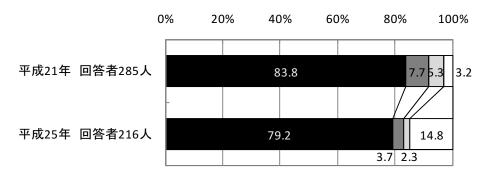
小学校



□平成21年 回答者285人 ■平成25年 回答者216人

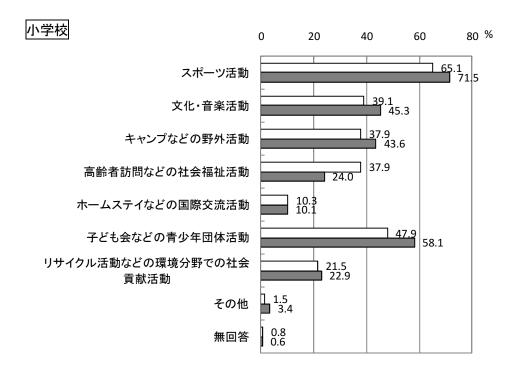
問 お子さんは、地域活動やグループ活動などに参加されたことがありますか。 (〇は1つ)

小学校



- ■参加したことがある
- ■参加したことはないが、今後参加させたいと思っている
- □参加したことがなく、今後も予定はない
- □無回答

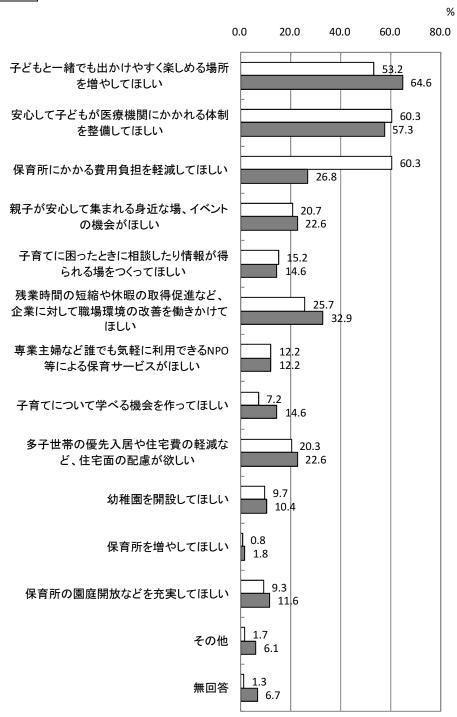
問 お子さんが参加したことがある、もしくは今後参加させたい地域活動やグループ活動 の種類は何ですか。(あてはまるものすべてにO)



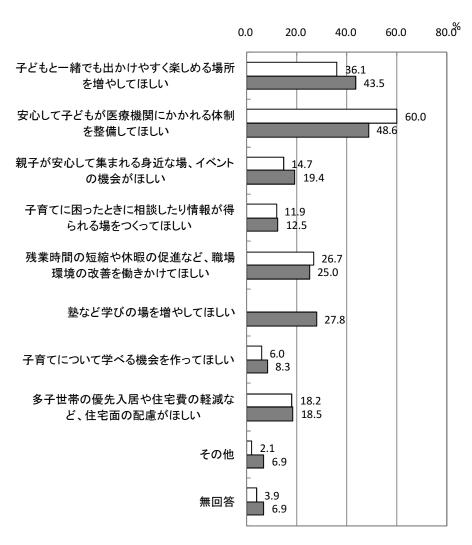
□平成21年 回答者261人 ■平成25年 回答者179人

問 町に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか。 (あてはまるものすべてにO)

就学前



□平成21年 回答者237人 ■平成25年 回答者164人



□平成21年 回答者285人 ■平成25年 回答者216人

2 邑南町子ども・子育て支援事業計画策定委員名簿

【子ども・子育て支援事業計画策定委員(邑南町日本一の子育て村推進本部会議委員)名簿】

所属	氏 名	備考
邑南町町長	石 橋 良	治会長
邑南町副町長	桑野	修副会長
邑南町議会議長	山中 康	樹
邑南町教育長	土居 達	也
邑智病院院長	石 原	唱
邑南町社会福祉協議会会長	三上 隆	Ξ
瑞穂福祉会理事	高倉 宗	隆
邑智福祉振興会理事	服部 卓	夫
石見さくら会理事	植垣 文	六
石見養護学校校長	石 橋 美 恵	子
邑南町進出企業会会長	小 畑	猛
公募委員	市山ゆい	子
	井上 寛	康
	大山 英	子
	山本 恵	美

3 邑南町子ども・子育て支援事業計画作業部会委員名簿

【子ども・子育て支援事業計画作業部会(日本一の子育て村推進本部部会構成委員)名簿】

区分	所 属	職名等	氏 名
医療・保健部会	公募委員		井上 寛康
	邑智病院	地域連携室長	笠岡千代子
	徳祐会	看護介護統括部長	一垣 眞弓
	保健課WS	総務·高齢保健係長	渡 辺 泰 治
		保健師	北野沙央里
福祉部会	ひ草禾 呂		市山ゆい子
	公募委員		山本 恵美
	瑞穂福祉会	高原保育園 園長	井上 正幸
	石見さくら会	いわみ西保育所 所長	青山 嘉子
	子育てサークルWS	こぐまクラブ代表者	大田 浩美
	子育て支援センターWS	石見子育て支援センター	日野山恵美
	子育て支援センターWS	瑞穂子育て支援センター	三上 智子
	放課後児童クラブWS	石見東放課後児童クラブ	高村理恵子
	放課後児童クラブWS	瑞穂地域児童クラブ 運営委員会	梶谷美由紀
	放課後児童クラブWS	羽須美児童クラブ 運営委員会事務局	井上貴美子
	福祉課WS	係長	岩井 和也
	福祉課WS	主任	南原美穂子
	保健課WS	係長	上田千香子
教育・総務部会	公募委員		大 山 英 子
	邑南町進出企業会WS	水明カントリー	段原和幸
	石見養護学校WS	教諭	成 相 歩
	教育委員会生涯学習課WS	課長補佐	大 橋 覚
	教育委員会学校教育課WS	係長	田村 成生
	総務課WS	課長補佐	小 畑 芳 秋
	農林振興課WS	課長補佐	三上英志
	商工観光課WS	課長補佐	三上直樹
	建設課WS	主任	小形めぐみ
	町民課WS	主任主事	植田靖子

邑南町子ども・子育て支援事業計画

~町全体が大きな家族~

発行年月:平成27年3月

発行・編集:島根県 邑南町 福祉課

〒696-0192 島根県邑智郡邑南町矢上 6000

TEL (0855) 95-1115 FAX (0855) 95-0268

